

農林水産委員會議録第二十二号

昭和三十三年四月三日(水曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 小枝一雄君
理事吉川 久衛君 理事笹山茂太郎君
理事白濱 仁吉君 理事助川 良平君
理事田口長治郎君 理事芳賀 貢君
理事五十嵐吉藏君 理事安藤 覺君
理事大野 市郎君 理事川村善八郎君
理事木村 文男君 理事草野一郎平君
理事椎名 隆君 理事鈴木 善幸君
理事永山 忠則君 理事原 捨恩君
理事松野 頼三君 理事村松 久義君
理事阿部 五郎君 理事赤路 友藏君
理事有馬 輝武君 理事井手 以誠君
理事石田 有全君 理事石山 權作君
理事川俣 清吉君 理事久保田 豊君
理事橋 兼次郎君 理事中崎 敏君
理事中村 英男君 理事日野 吉夫君
理事細田 綱吉君 理事山田 長司君

出席政府委員

農林大臣 井出 太郎君
農林政務次官 八木 一郎君
農林事務官(大臣官房長) 永野 正二君
農林事務官(農地局長) 安田善一郎君

委員外の出席者

農林事務官(農地局長) 石田 朗君
農林事務官(水産局長) 新沢 寧君
農林事務官(水産局長) 諏訪 光一君
農林事務官(水産局長) 諏訪 光一君

通商産業事務官 左近友三郎君

通商産業事務官(石炭局) 佐藤 京三君
通商産業事務官(鉱山保安) 奥宮 正典君
通商産業事務官(局) 大木 恒君
通商産業事務官(局) 岩隈 博君

四月三日

委員小川豊明君及び細田綱吉君辞任につき、その補欠として中崎敏君及び有馬輝武君が議長の指名で委員に選任された。

同日
中崎敏君辞任につき、その補欠として日野吉夫君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件
土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

水質汚濁防止及び水産資源保護に関する件

○小枝委員長 これより會議を開きます。

水質汚濁防止及び水産資源保護の問題について調査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。中村英雄君。

○中村(英)委員 四月二日の朝日新聞に「大新聞にはみんな載っているでしょうが、四段抜きで、島根県益田市

で、「漁民、市議会で大暴れ」という記事が出ております。これはひとり益田市だけの問題ではなくして、全国的に大なり小なり、パルプ産業の発達とともにこういう問題が起っていると思うのです。そこで水産当局の水質汚濁に対する態度についてお伺いしたいわけ

です。もともと益田市の漁民に十分理解されないために起ったものだと思うのですが、これについて私も新聞紙上ですから詳しいことはわかりませんが、調査されたことがあれば、一つ御説明願います。

○新沢説明員 お答え申し上げます。島根県益田市にパルプ工場を作るといふ計画のあることを私も聞きまして、これは、昨年の初頭でございまして、こういう工場設置の計画が起りますと同時に、漁業者の側から、これによる非常な被害をおそれまして、いろいろこれに関する反対の陳情も聞いたのでございまして、確かに既往の例を見まして、非常に水質の汚濁を生じてくる懸念といふものは、かなり大きいものがあるわけでありまして、そこで、私の方としては、現地の島根県当局に十分この問題の処理については慎重を期するようというのを指導したわけ

でございますが、その後島根県当局といたしましては、会社との間にいろいろ折衝を行いまして、私もまたたいへん受け取っております報告によりまして、昨年の十二月八日に、県知事と中越パルプ工業会社との間に、契約を取

り結んでおるようであります。その契約を見ますと、水質の汚濁による被害防止のための契約としましては、まずこれ以上の約束を期し得られないという程度の十分の配慮をなされた契約がなされておるわけでございまして、ま

ず、工場は漁業や農業等に悪影響を及ぼすような浄化不十分な廃水や廃ガス等を放出しないように最善の努力をすること、そして、そのためには、知事の指示あるいは知事が指定する者の指導に従って、その浄化のための施設を行うこと、そして浄化施設ができた後

も、直ちに本操業には入らないで、まず試験操業をやつて、そこで出てくる水質を見て、その水質が所期の程度に達していないときには本操業は開始してはいけないということ、また試験操業の結果所期の水質に到達して本操業を開始した後であつても、操業中、原因のいかに問はず、また悪影響を及ぼすような浄化不十分の水を放出したときには、知事は工場の操業停止を勧告をし、会社側はこれに従わなければならない、また予期せざる被害がで

きた場合には、補償については知事の裁定に会社は従わなければならないという内容を持った契約ができておるわけでございまして、また益田市の市長と、同じく中越パルプ会社の社長との間におきまして、汚水の処理については慎重を期するといふために、両方の代表者並びに協議経験者等をも

ちます。汚濁処理対策委員会を設置して、汚濁処理施設の完備並びに浄化実

行、さらに公正なる補償額の決定を、この委員会に諮つて決定をするというような措置をとつておるわけでござい

ます。昨日の新聞で見ますと、市会におきまして予測せざる事態が起きたようでございますが、これが何に基

きまして、今島根県に対して照会中では、漁業者の立場に立ちまして万全の措置をとらうという心がまえで現在まで事を処理しているという事は、ただいま申し上げました契約あるいは覚書等の内容によつてうかがえるわけ

す。しかしこの新聞で見ると、中越パ
ルプの社長の言を知事が引用している
言葉が出てくるわけです。これは非常
に大きな問題で、事実としたら大へん
な間違いだと思ふ。これはパルプ事業
もそうだが、ことに近代産業が発達
することは、農業も発達するし、雇用
も増すし、当然当地方における発展も
想像されるので、誘致運動はどこにも
あるのです。しかし後進独立産業との
摩擦の問題、特に漁業との問題は、最
小限度に損害を食い止めるということ
を、会社側としては十分留意しなけれ
ばならぬわけですが、この中越パルプ
の社長の言葉が、そういう考え方が事
実としたら、こういう問題が起るの
は当然だと思ふのですよ。これで見
ると、繊維は魚のえさである、漁民に頭
を下げる考えはない。繊維はえさで
はない。これは御承知のようにプラン
クトンを発生させずに非常に被害を及
ぼす。私も飛行機で岩国周辺の状況
を見ると、あの周辺は明らかに色が
変つておる。私のところの一里先にも
山陽パルプができておる。私のところ
は害がないのですが、当時山陽パルプ
ができたとき相当騒いだ。騒いだけれ
ども、山陽パルプは地元の漁民の意向
を十分くんで、できるだけの好意を示
して、そして会社は数億を投じて施
設もする、そして補償も、あったら
しようというところで、柴田さんと呼ん
できて調査もし、十分施設もして、最
小限度に食い止めておる。しかし益田
においては、これは設置を急ぐあまり
かわからぬけれども、漁民とのそうい
う関係を十分考慮しながら、やはり
打つ手が打つてなかった、十分了解を
されぬまま、会社の農地の買い上げ、

土地の買い上げの問題が先行したか
ら、こういう問題が起きたと思ふので
す。これは従来、日本に限らず、近代
産業が発達すると同時に、そういう魚
族の保護という問題とからんで、どこ
でも問題が起きておるのですが、日本
でも大正十一年以来たくさん請願があ
つて、そして水質の汚濁防止の法
案を作つてもらいたいという運動が今
日までなされてきた。なされてきてお
るだけでなくて、すでにこういう法
律を作らなくても、水産資源保護法と
いう法律があつて、その四条では、省
令、規則を作れば水産資源の保護がで
きるという、そういう条文もあるのだ
す。条文もあるのですが、一体これは
どういうわけで、この四条を生かすよ
うな省令や規則を今日まで水産庁は手
をつけなかったのですか。

○新沢説明員 お話のように、だんだ
ん経済が進んで参りまして、工業化が
進んで参りますと、こうした工業の影
響によります漁民に対するいろいろな
被害が頻発して参るわけでございま
し、そういうことに対処するために水
産資源保護法というようなものもでき
たわけでございまして、なぜ、法律は
あるけれども、実行上必要な省令がで
きていないかということございま
す。確かにわれわれの方としまして
も、すみやかに実効のある措置をとる
ようにしなければならぬというふう
に考えておるわけでございまして、水
質汚濁の問題はなかなか複雑な問題で
ございまして、基準を設けて、その基
準で一律に律するということが困難な
事情にございまして、ケース・バイ・
ケースで処理していかなければならぬ
ということが非常に多いわけでござ

います。そういう意味合いで、当初は
一般的基準を立てて、それによって処
理しようという考えを持ったのでござ
いまして、それがなかなかむずかしい
ということもわかりましたので、ケー
ス・バイ・ケースで処理していくとい
う方法を考えた方がより實際的であろ
うというふうに、私も最近におきま
しては考えを変えておるわけでござい
ます。ただそのようにいたします場合
におきまして、いわゆる被害者側であ
ります水産関係と、加害者側であ
ります通産なり何なりとの関係で、い
ろいろな考え方を調整していかなければ
ならない面も出てくるわけでございま
す。そこで私どもの現在とつておりま
す考えをいたしましては、鉱害に関し
まして、土地調整委員会というものが
できておりまして、それがケース・バ
イ・ケースで事を処理しておりますが、
あれと似たような機関を作りまして、
事の起りましたたびと申しますか、事
前にそういうことを予想されます場合
には、そのケースに従つて最善の措置
をとるよう、その委員会に調査を
し、研究し、さらに必要な勧告をする
ということがいいのではないかと
いうことを考えておるわけでありま
して、目下経済企画庁を中心といたし
まして、関係各省が参りまして、こ
うした制度の具体化につきまして協議
しておるわけでございまして、もう数回
会合いたしました、大体各省といたし
ましては、そうした基本的な考え方は
大体一致しまして、具体的にどうい
う機関を作るかという研究に入つてい
くというふうな、今段階にあるのであり
ますが、水産庁、あるいは水道を担当
しております厚生省といたしまして

は、この実現が一日もすみやかならん
ことを痛感いたしておりますので、私
どももいたしましては、この実現につ
きまして、大いに努力をいたしたいと
いうふうに思つておるわけでございま
す。現在までの段階におきましては、
そういうところまで進んでおるわけ
でございまして、なお一そうこのスピー
ドを早めるように努力をいたしたい、
こういうふうに考えております。

○中村(英)委員 これは私も実際
に魚族の保護という点から水質汚濁防
止法案を作らなければいかぬというこ
とは、いろいろ検討しておりますが、
あなたがおっしゃったように、そうい
う法律を作つても、その土地々々の事
情で一律に適用するということでは非
常にむずかしいと思ふのです。瀬戸内海
と太平洋と日本海と事情が違うし、ま
た河川においても事情が違うし、むず
かしいと思ふのです。むずかしいと思
ひますが、こうやって、これは島根県
の問題だそうですが、これに類似した
ことが近來宮崎その他でも起つてお
るのです。将来ともこういう近代産業が
発達すればするほど、漁民との摩擦が
予想されるのです。ですからケース・
バイ・ケースで片づけるということ
今日までやってきたことが、非常に地
方住民とこういう不幸事件を起してき
た事実にかんがみて、この水産資源保
護法で省令、規則が作りにくいとした
ら、やはり早く水質汚濁防止法とい
うものを作らなければいかぬし、す
でにこういうことで、ことに近代産業と後
進産業の漁民との力関係からい
う問題が起きやすいのです。これはか
りに果が覺悟をかわし、市と会社と

書をかわしましても、数億の金を要す
るものですから、会社側が、非常に害
があるのだ、少々犠牲を払つても、金
を投じて施設をして、そして水産
資源の保護をしなければいかぬし、漁
民の生活に大きな影響を及ぼさぬよ
うにしなければいかぬという、そういう
考えのある人たちが、これはなかなか
解決しにくいむずかしい問題です
が、これは会社によつてはそういうふ
うにばかり考えていない。こゝまで極
言しないにしても、害があまりないの
だ、調査してみなければわからぬ、そ
う言うのです。それはそれでしよう。
この廃液だけで害があるとは限らぬ。
他の潮流その他いろいろな関係がある
ものだから、なかなか結論が出ないの
です。調査しましても、実際に何年か
の統計をとらなければいかぬから、ど
の程度の被害があるかということとはわ
からぬ。そういうことに藉口して逃げ
やすいんです。ですから近代産業を設
立される人たちは、十分そういう水
産等についての立場を理解されて、ま
た施設をしましても、これは一日に數十
万円の金を投じ薬液を投じまさんと、
何ら意味がないのです。またそういう
委員会を作つても絶えず監視してい
るわけでもないのです。施設が一応でき
ておれば、済むのですから。ですから
これは非常に力関係があるものだから
、漁民としてはやはり思い過ごしを
して、そして自分の直接の生活のこ
とでもあるのですから、どうしても
こういう方向に来やすいのです。そ
ういふ点からいつてもこれは一日も早く
水質汚濁防止法というものを関係各省
が寄つて作つてもらわなければなら

○新沢説明員 先ほど申し上げましたように、企画庁を中心に準備を進めておるわけでございますが、確かに数年前までは通産側としましては相当固い考えを持っておったわけであります。が、最近見られますようなこうした事例が非常に頻発をしており、また将来も頻発を予想されるという事態に直面いたしますと、やはり通産省としても何かこうした第三者的と申しますか、第三者的で権威ある機関によって裁定を下していくことの必要を最近感じ始めてきたというふうに私も受

○中村(義)委員　どうも、産産当局が近代産業を見ておられる見方が少し甘いと思うのです。私どもこの事件以外の事件で補償問題に直接関係もしてみただんですが、おそらく会社側は、岩川社長が言っておるように害がないのだという考えはないにしても、やはり自分たちの排出しておる廃液の影響とか、害毒というか、そういうもののはっきり測定されるということとは好んでないようです。ですから、補償の仕

○新訳説明員 言葉の使い方が、補償という言葉を用いているかどうかという点には問題がございましょうが、内容的には実質的に補償と見られるような金ですか、補償金に相当するものを出しておるといふ例はたくさんあるように思います。

はつきりしたデータをつかんでいないから、会社としてはそういう逃げ方をしておるのです。ですから、将来こういう法律を作って規制することも当然早くしなければいかにが、水産庁自体が少くともそういう廃液が出ることによって漁業にどれほど影響があるかというのを科学的につかむ、そういう研究所があるいは審議会がそういうデータをつかむ作業をしておかれないと、漁民と会社側とのそういう補償についての問題が、最終的にはいつも漁民が不利のような結果において解決されやすいと思うのです。ですから、将

的な魚族に対する影響に関する資料というものをつかんでおく態勢は作ってやらなければならないかぬと思うが、それに対するお考えはどうですか。

○新沢説明員 確かに今お話の水質汚濁の及ぼす影響ということは大切な問題でございますので、本年度の技術会

○田口委員 関連して。ただいま中村委員から質問されておりました水質汚濁の問題は、日本の沿岸漁業及び沿岸漁業者の問題としては基本的の問題でございまして、農林省としていろいろ指導奨励しておられますけれども、根底をこの問題でどんどんこわされてしまつておる、こういうような実情でございまして、中村委員の言われるような水質汚濁防止法を今国会にどうしても提案するというだけの意気込みで、厚生省及び経済企画庁、通産省と連絡をとつてその準備を急いでもらいたい問題が一つと、それから益田市の

汚濁防止法制定の一つの推進資料をあそこから持ってくる、こういうような意味におきまして、できれば通産省あるいは経済企画庁、水産庁、こういうものが一緒になって直ちに益田市に調査に行かれる、もしはかの省ができぬとすれば、水産庁だけでも急いで行って

○田口委員 従来水産庁はケース・バイ・ケースでこういう問題を処理するというところでございますけれども、外部から見えておりますと、こういう問題についてはむしろ非常に卑怯でないか、こういうような態度でございますから、この態度を一つこの機会に改められて、問題の渦中に飛び込んでいく、こういう態度をぜひとっていただきますように要望いたしますして私の質問を終わります。

○橘委員 二点お伺いしたいと思っております。汚水の完全な浄化装置というものはあるのかどうか、まずその一点

れば、おそらく魚族に対する被害もほとんどないのではないかと、程度のことは期待できるのではないかと、うふうに考えておるわけでございます。たとえはパルプにつきましても、これこれの施設をすれば水の汚濁度はこの程度まで軽減できるのではないかと

いう現在の技術上達し得る目標というものは、その専門家の意見も聞きまして持っておるわけでございます。しかし完全なという程度には若干到達し得ない技術上の隘路があるかと思ひますが、相当程度完全に近いところまでは達し得るのではないかと、このように見られるわけでございます。

○橘委員 今中村委員から現実に取りかた問題で質問がありました。私の地方にもパルプ工場がたくさんあります。新しく工場を設置するという場合には、漁業組合なり住民から相当抵抗があるわけです。従つてこの問題が取り上げられて、ある程度問題化し、問題の解決が進展する。ところが、大正時代から工場のあるところはあきらめておる。私の地方にはそういう工場がたくさんあるわけであり、ほとんど住民あるいは漁業組合はあきらめておる。たとえば一つの例を申し上げますと、アユの放流時期等になりますと、会社についてつまみ金をもらつて泣き寝入りをしておるといふような状態です。それはどうしてかといふと、大体工場はいかにいかにその市町村における大きな権力者です。それから工場にはその地方における住民が多数職員あるいは従業員として仕事をしておる。従つて相当不満はあるのだが、会社に対して文句が言えないで泣き寝入り状態になっておるといふ古くからの工場がたくさんあるわけです。従つて新しい工場が設置された場合にはいろいろ問題を起して進展いたしません。古くからの工場はただ泣き寝入りで放置されておりますが、こういう点についてあなたの方では深くお考えになったことがあるかどうか、今

後どう処置されていくかという二点をお伺いしたいと思います。

○新沢説明員 確かに既往にできなかった工場につきましてはいろいろ問題が残つておると思つております。この点につきましては水質汚濁防止の根本的な問題を議論する際に通産省とも話し合つておるわけでありますが、通産省側としては、確かにそういう事実を認めるのでありますけれども、この改善のためにはやはり莫大な資金を要するわけでありますので、水質汚濁防止の措置を講ずると同時に、資金面について何らかの道を開かないと解決できないということをお願いしているわけであり、私もこの問題の解決のためには新しい工場のみならず、すでにできた工場につきましても、考えていかなければなりません。その場合におきまして、そうした資金のあつせん等はどの程度できるかということにかかってくるわけであり、これが、これらの問題につきましても、今相談をしております問題の中に含まれていて研究をいたして参りたいと考えているわけであり、

と町全体がくさくさ、われわれはなれておりますが、ほかからこれらの方は何のおいだといふような状態です。従つて相当金の要る施設をやるには絶好のチャンスだと思つておりますので、先ほど田口委員の方から言われましたように、一つ今国会ぐらいで先べんをつけるように強力にやつてもらいたいと思ひます。

○山田委員 中村委員の質問に関連して伺います。大都市においては、ほとんど処罰規定のないような条例があるやうであります。ただいまの中村委員の質問については緊急に出していただきたいと思ひます。これは農林省だけにお願いすることは少し困難で、厚生、通産、農林各省にわたる案件になると思ひます。汚水だけの問題ではなくて、ごみ、におい、光、灰塵、汚水という問題が同時に一つの法案で取り上げられるような形式になされればよいと思ひます。こういう問題について農林省は、通産省とか厚生省とか、ほかの省に対して、今国民が非常に困つていゝる問題として何か打ち合せたことがあるかどうか、最初にこれを伺ひます。

○新沢説明員 水産庁といたしましては、水質汚濁の問題につきましては、ずいぶん前から各省と折衝を続けて参つておりますが、におい、光ということになると、水産庁の所掌事項と申しますよりは環境衛生に関する事項として厚生省の所掌事項になるかと思ひます。厚生省として前からそうした問題についても法制化に手を染めていゝるといううな話は聞いておりますが、各省との調整が進まないでまだ具体化するところまでいゝていないというふうには私も聞いております。

○山田委員 私の伺う要点にお答えしただけで、各省と打ち合せたことがあるかどうか。

○新沢説明員 先ほど申しましたやうに水質の問題以外におい、光については、水産庁の所掌事項ではございませぬので水産庁から待ち出したことにはありません。厚生省がその問題について協議してきたといふことはあると思ひます。

○山田委員 私は先ごろ北海道を旅行しまして石狩川の中に汚水が非常にたくさん流れておる。一体これはどういふわけだと尋ねたところが、これは国策パルプが紙の製造に當つて、この汚水を流しているのだといふことを聞いて、これを一体政府当局はどうしてかまわすにおくのだらうと思つて、憤激を感じて帰つてきたわけであり、ます。やはり水産庁の場合は、水の問題だけに特に関心をお持ちだらうと思ひますけれども、現在私はごみの問題、汚水の問題、光の問題、灰塵の問題をなぜあげたかといふと、これはあなた方が水の問題を通して極力水産庁の中で主張していただければ、農林省の食糧増産の面の人たちもあるいはそのほかの人たちも、みんなこれに関連があらますから、立ち上つてくれると思ふのです。第一警報セメントの被害だけでも、静岡県ではミカン畑に灰が落ちるために、ミカンの花が咲きかかつておるのが縮んでしまつておる。あるいは栃木県では萬生の蟹城セメントの煙突から灰が飛んでくるので、農作物が非常に被害を受けておる。農民の場合などは、ほかの町村では反収五、六万もあるのに、二万数千しか収入がないという実例があるので。この

いう事例を見たときに、どうしてもやはり水産庁が水の問題を中心になつて研究されておると同じやうに、農林省の中にもやはりにおいの問題とか、あるいは灰塵の問題とかを研究しているところがあるに相違ないと思ふのです。そういう形で農林省の全体の人たちがほかの省と連絡をとつて、国民健康の見地からも、あるいはまた日本の農作物の被害を除くためにも、あるいは水産行政の面から考えても、どうしてもこれはおきなりになつておいて、困ると思ふのです。そういう点で至急に、もう厚生省の方は厚生省の方でそういう問題を取り上げようとしておるやききでもあるのですが、何かしら通産省の圧力で問題にすることができずにいるやうです。どうか水産庁で一つ農林省のはかの局部にも働きかけて下さつて、この問題を取り上げていただきたいと思ひます。どうにか一つこのことを緊急にやつていただきたいと思ふのですが、どうですか。

○新沢説明員 直接水産庁の所管ではございませぬので、ほかの所管の、振興局になりますか、そのほかの局になりますか、お話を趣旨は御連絡いたしまして、農林省としても関心を待たなければならぬ問題だと思ひますので、その連絡を十分いたします。

○中村(英)委員 ちやうどこの新聞を見ると、全く感を同じつておるわけです。昨今水爆実験の問題で日本からも松下山さんが抗議に行きましたが、これは世界の人類に恐怖を与えておるのです。これと大なり小なり似ておるのです。また岩川社長が言つておることは、英國の総理大臣が言つておるやう

なことを言っておるのです。これは非常に問題だと思ふのです。同じなのです。岩川社長はまるで英國の總理大臣である。腐液にまじった繊維くずが魚のえきになる、今までこの工場でも補償問題は出して起らなかったと、大した心臓な考え方なのです。これは、ぜひその考え方を教育しなければならぬ。日本の國民が今水爆実験で恐怖しておるのと、魚が人間だったら同じ恐怖をしておると思ふのです。あそこでもどどん腐液が出てきたら、やっぱ死ぬるのですからね。それに依存しておる漁師が生活のかたを失うのですから、これまたそういう考え方にもぶち当れば当然心配するし、また私もこれはきわめて遺憾なことだと思ふ。遺憾なことではあるが、こういう考え方である限りは、これはそこらにぶつかってしまふのです。そこで従来、これは島根県だけでなく、全国的にこの試験場でその影響の結果について調査されずに、県だけの試験場あるいは県の委託で柴田さんあたりが来て、そしてその結果について調査されている、こういうことなんです。ところが県やそういう柴田さんが調査されても、何というてもその近代産業の力というものは大きいのです。漁民の力というものはきわめて弱いのですから、その結果が正当に評価されるかどうかというところから漁民は心配している。そういう事情にかんがみて、水産庁は全国的にそういう機関を持って、県の機関だけでなくして、従来どこかで水産庁の技術でそういう試験をされた例がありますか。

○新沢説明員 水質汚濁の問題に関しては、内海区、北海区の水産研究所におきまして、研究官を置いて研究を進めておられるわけでありまして。そして従来におきましては幾つかのケースにつきましては、それらの研究所の研究担当官が参加いたしまして、浄化施設の設計あるいはそういう漁民と会社との間の契約を、どういう程度まで結ぶかという点につきましても関与いたしまして、意見を述べ、施設の充実に對しての勧告をして参つておられるのであります。○中村(英)委員 今の水産庁の技術をもつてして、そういう結果について相当測定できますか。

○新沢説明員 汚水の魚族に及ぼす影響につきましては、現在研究を進めているわけですが、着々結果が出ておるわけですが、ただ、これとこれから建てます工場について、それから出る水がどの程度影響を及ぼすかということにつきましては、一応現在の技術水準でやれます最善の設備をして、最善の努力をして、浄化の完備を期するということ意味合いで設備の処置等について勧告いたしているという状態でありまして。

○中村(英)委員 これは私最初質問したのですが、補償という格好をとらずに、漁業の振興費として、その当該地区へ会社が貸金するか奨励金を出している事実があるのです。そういう事実から見て、私は県や農林省の技術をもつてしては、どれほど魚族に影響があるかというところは、はっきりと出ていないという一つの例だと思ふ。はっきり出ておれば、これは会社が何と言おうとも補償しますよ。補償せざるを得ません。しかし結果が出ないから、それに藉口して奨励金として——補償を出すということになると害毒を認めたことになるから、会社としてはきわめて重大だから、あるかないかわからない、またそれが飛躍してえきになるというところまでいくのです。ですから、これはやはりどれだけ費用を出しても、県の試験場だけではなかなか技術がそこまですべていらない。ですから早急に農林省は——少くとも現在の事情では、これは相当な金をかけたら施設はできます。非常な害毒は、今のあれでは周円一里くらい、あるいはそれ以下に食いとめるだけの施設なり設備はできるのです。できるが、さてそれではそれだけの範囲の中における被害も、どれほど被害があるかということとは、これは海流やその他いろいろの事情があります。あるけれども、少くとも今の科学ではつきりとつかめるだけのそういう態勢を作ってもらわなければいかぬ。これはあなたの方では早急にやりたいと言っておられるが、早急にやりたいということではなくして、現在水産庁にあるでしょう、そういう機関が……。だから今田口さんが質問されたように、積極的に湖中に飛び込んで、そういう問題を解決して魚族の保護をはかり、漁民の生活を安定させるんだという気魄があれば、ある程度やれぬことはないと思ふのです。あなたが、どうもこういう問題に対して従来あなた方は、地方々々にまかしてはおくような態度をとっておられたのではないか。田口さんの質問に対しては行くと言っておられるが、益田市におけるこういう漁民の不祥事件がそれだけで終るということはきわめて遺憾なことですから、こういう事態を起さぬように、ぜひあなたの方では人を動員して実態調査を願いたい。私の見ると

ころでは、この問題の起つた原因は、会社側の漁業への影響に対する認識の違い、漁民に対する理解のなさ、あるいは市長が工場誘致を急いだ点もあるでしょう、そういう手続上の問題もあるでしょう。しかし根本的にはやはり会社に、魚族に対する影響を測定しようとする誠意がないことが原因しておると思ふのです。その地方としては魚族の保護も必要でしょうが、近代産業を興すことも雇用が増して産業、農業が発展することなどですから、どちらにも必要なんです。それをどこで調整するかということが問題なんです。水産庁としては間違いなく行くという答弁をされましたが、ほかの省にも呼びかけて実態調査をして、災いを将来に残さぬように、ケース・バイ・ケースで解決するにしてもそういうことは必要ですから、もう一度重ねてそういう意図があるかどうか伺ひたい。○新沢説明員 水産庁といたしましては積極的に調査に入りたいと思ひます。また先ほど来申し上げておりますように、たまたま水質汚濁につきましては各省の協議を行なっている際でもありまして、今日もその協議の日に当たっており、その一つのテスト・ケースになつておつたわけでございまして、その間におつたようなことを提案してみたいと思ひます。○中村(英)委員 私は与党の田口さんからの発言で非常に意を強うしたので、この水質汚濁防止法案については、私どもの方でも与党の方でも研究しておるのです。私は先ほど、この国会ではどうかと思うという遠慮の気持で発言したのですが、与党の田口さんがぜひこの国会へ出してもらいたいという意向でしたから、あなた方も一つ作業をされて、早くこの問題を推進してもらいたいと思ふのです。そうしたら島根県におけるこの問題も犬死にならずに済む。この問題は大臣が見えたらもう少し突っ込んでお伺ひしたいと思ひます。ことに通産省との関係ですね。あなた方は漁民の立場に立っているのをお考えになるでしようが、通産省は幾分もの考え方が違ふようですから、そういう点もだめを押していきたいと思います。一つ今度の国会に間に合うようにぜひお願いしたいと思ひます。○小枝委員長 有馬輝武君。○有馬(輝)委員 今中村委員、田口委員、楠委員、山田委員から、益田市に起りました今回の事件を契機として水質汚濁の問題について御質問があつたわけでありまして、部長の御回答を聞いておりますと、いろいろ検討を進めておられるけれども、現在のところはケース・バイ・ケースで解決していききたいという趣旨であつたようであります。このことはすでに昭和十一年ごろから非常に問題になりまして、水産庁に対してもまた各省に対しても陳情が続々と行われておつたはずであります。この水質汚濁防止法制定への動きの経緯についてはあとでお伺ひしたいと存じますが、最初にこの実態その他について水産庁としてどのように考えておられるかということをお伺ひしたいと思ふのであります。端的に申し上げますならば、沿岸漁業にほんとうの意味で水産庁が真剣になつて取組んでおられるかどうか私に疑問に思わざるを得ないのであります。特に昭和

二十五、六年ごろから化学工業が非常に盛んになりまして、この問題は各地に急激に起つて参りました。今度たまたま益田市の傷害事件等が起りましたけれども、これは一益田市だけの問題でなくして全国的問題である。たまたまそういう状況にならなかつただけであつて、ああいった事件が起らなかつたからといって安閑としておられる問題ではなからうと思つておられます。水産庁の漁業調整第二課で作りました資料によりまして、昭和二十九年年度の事例数が七百六件、被害高が三億七千九百万円以上に及んでゐるということが報告されておるのであります。これは実際にあつた被害額だけであつて、事実はどれだけの被害額であつたか、ということが予想されるのであります。問題は、大きな工場の汚水による被害が非常に多いということである。瀬戸内海の被害を受けた状況につきまして、瀬戸内海水産開発協議会というところから昭和三十一年六月瀬戸内海水質汚濁調査の結果を発表されておりますが、その状況を見ますと、和歌山とか山口とかあるいは大分県の被害件数が一番多い。これは工場数の多寡が問題ではなく、やはりどのような汚水が出るか、そしてその散布の状況がどうであるかということが関連して問題になつてくるのであります。それといふ一つは、たとえば大阪地帯は工場が一番多いのでありますけれども、こういう地帯で問題が起つていないのは被害が少いからというのではなくして、長い間に結局弱い漁民がその被害に耐えられなくて他の産業へ吸収されていくという形の中でその声が起つていないだけであつて、漁民がそ

のような状態の中で安閑としておるということではなからうと思つておられます。ですから汚水の被害について、結局被害を受けたのは漁民だけで泣き寝入りだという状況が相次いで起つてきてゐる。こういった観点から、この際まず第一にお伺ひいたしておきたいと存じます。それは、少くとも最近二、三年における被害件数、金額、それに関連する工場数等を水産庁としてはどのように把握しておられるか。この点をお伺ひいたしておきたいと存じます。

○新沢説明員 御質問のように工業化の進展につれて汚濁水による被害が年々増加しております。私も同様にいたしまして、従来とも各省と連絡をとつて善後措置を講じて参つておるわけでありまして、この調整上の問題がありまして、後進に進んでおられません。したがつて、はなはだ残念に思つております。そうした各省の注意を喚起する意味におきまして、また私も同様に今後の施策を立てる上におきまして、大切なことであるので、私も同様に先機関わりを動員して年々その推定原因と申しますか、そういうようなことについては調査を進めてきておるわけでございます。

○有馬(樺)委員 三十年度だけでけつてごさいますから、被害件数並びにその推定金額、そういうものをこの際お示し願ひたいと思ひます。

○新沢説明員 ただいままでとまつておりますのは二十九年度まででございます。三十年度はただいま資料を整備中と申しますか、集計した数字が出ておりません。で、次第御報告申し上げたいと思ひます。

○有馬(樺)委員 では二十九年度のものを御報告願ひます。

○新沢説明員 これはいろいろな工場関係だけでございまして、港灣関係も入つておるわけでございますが、二十九年度におきます事例数が七百六件、被害額にいたしまして二百四十五万圓、金額が三億七千九百万圓、これに關係いたします事業所は約一千という数字が出ております。

○有馬(樺)委員 大臣が見えられまして、先ほどの申し合せに従つて私の質問は一応打ち切りましてあとでお伺ひしたいと思ひますが、ただ締めくくり上この際一点だけお伺ひしておきます。それは各国における水質汚濁防止法の制定状況についてであります。何国くらいがこの防止法を制定してあるか。そしてそのおもなる国、たとえば英国とか米国等は制定いたしておりますが、それに対してどのような補償がなされ、また工場に対する規制、そういったことがどのように行われておるか、その概要についてお伺ひいたしたいと存じます。

○新沢説明員 まだ世界各國全体的にどれだけでございまして、アメリカ、イギリス等におきましては水質汚濁のための法律が制定されておるようになり知いたしております。

○有馬(樺)委員 その運営状況、その工場に対する規制の状況などは英国並びに米国においてはどのように行われているか、そういった点についてお伺ひしたい。

○新沢説明員 細部についてはただいま資料を持っておりますので、後は

ど調べて御報告いたします。

○有馬(樺)委員 では大臣の方が終りましたから、あとで今の資料をお願いしたいと思ひます。私の質問は一応保留いたします。

○小枝委員長 大臣がお見えになりましたので、本問題に対する質疑を暫時中止いたしまして、土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。質疑を続行いたします。芳賀貴君。

○芳賀委員 土地改良法の一部を改正する法律案の審議について農林大臣に特にお尋ねしたい点があります。その前に申し上げたいことは、井出農林大臣が就任以来、今国会において当委員会に出席した時間というのはまことに微々たるものであります。日時にしてわずか四日くらいしかあなたは来ておられぬと思ふ。もちろん日ソ漁業交渉の政府の責任者としてその方で精力を注がれておるといふことはわかりますけれども、そのために内政をおろそかにするといふようなことであつてはいかぬと思ふ。それで日ソ漁業交渉の見通し等も大体立つておると思ひますが、何日あたりから専念して議院に出席して法案の審議等に真剣にこたえる御意思であるか。その点をまず明らかにしてもらいたいと思ひます。

○井出國務大臣 連日国会には出席しておるのでございますが、従来は予算の關係にたいへん時間をとられて、かつはまた今言われます漁業交渉に當つておりました關係で、大へんごさしたをいたしました。まあ今週一ぱいをもつて何とか漁業の目鼻をつけたら、こう考へておりますので、来週はできるだ

けお伺ひをいたすつもりでございます。法案もたいへん山積いたしておりますので、どうか一つよろしく御審議の上御可決願ひますようお願いを申し上げます。

○芳賀委員 たとえば先般衆議院で成立した開拓官廳振興法の場合においても、当面した開拓行政の諸問題あるいは今後の開拓行政をどうするかという方向に対して、基本的な問題で、農林大臣自身の見解を明らかにしてらうべき点がいふあつたのですが、これについで審議過程においては大臣の出席が全くなかつたわけで、遺憾とするところがございます。それでこの土地改良法の一部改正法案について、この改正案の用意は井出農林大臣が御就任された以降にできたものであるか、あるいはそれ以前に河野農林大臣の時代にすでに用意されたものを、あなたも時代になつて提案されたものであるか。その点の経緯はいかがです。

○井出國務大臣 従来土地改良法に対する検討は農林省においてもいたしておつたわけでございまして、今回の提案は、私になりましていたしたということに御了解願ひます。

○芳賀委員 そこで今回の改正点は、これは大臣御承知のことと思ひますが、大まかに分けると、四点が改正のねらいになつておるわけですね。第一点は役員任期の延長とか総代の定数を現在より減少させる。第二点は、予備審査の段階をはずして、審査段階の簡略化ということが一つのねらいで、第三点は、これが一番問題になる点であります。従来農地法に基いて処分されておつた、国が造成した農地の処分をこの法律の改正によって、土地改良

法の規定に基いて国の農地を処分する
という点が改正案に出ておるわけ
です。第四点は、全国に地方連合会を設
置するという問題であります。特に
この第三点の農地法と土地改良法の改
正による今後の問題というものは、わが国の今後の農地制度の上か
らいっても、重大な問題になる点であ
るというふうに考えるのです。それで
この改正案がもしも不幸にしてこのま
まで成立するようなことになれば、將
来農地法と土地改良法の両方の法律に
よつて、土地の処分とかあるいは農地
管理とか、そういう土地制度が二分さ
れるような事態が当然起きるわけ
です。ですからこれらの点に対して、農
林大臣の責任のある御答弁を願いた
いのであります。

○井出国務大臣 今回の土地改良法の
改正によりまして、ことに干拓地の問
題等が、たゞいま御指摘に相なりまし
たように、主たる対象に相なると思
うのでございますが、これを農地法から
土地改良法に移しました次第は、す
でに連日御審議を願つておると思
います。従来一般会計において造成の事業
を行ひまして、農地法に基いてこれを
自作農創設特別措置特別会計、これに
おいて売り渡しを行なつて参つたので
あります。一方土地改良法において
も、干拓事業費について負担金を徴収
し得ると、こういう規定は従来も存
しておつたやうなわけでございます。そ
こでこのたび特定土地改良事業特別会
計を設置いたしまして、国管干拓事業
の負担金収入を引き当てていたしまし
た借入金をも財源として、事業の推進
をするに当りまして、干拓事業が、全
体としてこれをなされますときに、

土地改良としての色彩が強くなり、一面に
おいては工事費もよけいにかかります
し、他面においてその立地条件が有
利である、かような点にもかんがみま
して、これを土地改良法によりまし
て、入植者の協力を得て事業費の一部
の負担をしていただく、こういう考
え方に出発しておるわけでございま
す。これに應じまして、干拓地の取扱
いについて、これを土地改良法に規定
をして、計画、工事、負担金徴収及び処
分と、一貫して土地改良法で取り扱
うということが適當であらうという
ふうにわれわれは考えておるわけでござ
います。そこで一方これを一貫して経
理いたします特定土地改良工事特別
会計の設置とも対応して、これが最も
妥當であるという考え方に出發をいた
しておるわけでございますが、もとよ
り農地法の適用も、これらの取得され
ました土地に対して當然適用されると
いうことでございしますから、これを
総合して考えますならば、特に今後
においてトラブルが生ずるというよう
なおそれはなからう、こういう考
えでおるわけでございます。

○芳賀委員 私尋ねてゐるのは、今
回のこの土地改良法の改正によつて、
国の土地処分の方法がどうしても二元
的になるのです。土地改良法でもや
れるし、それから農地法でももちろ
んやれるということになると、農地の管
理とか処分が、法律が二つあつて二元
的になるということは、今後これに基
いて農地制度というものは弱体化した
り、混乱するような端緒を開くやうな
ことになると思ふのです。これは非常
にその点が憂慮される問題であるの
です。ただ単に干拓、埋め立てによつて

造成された農地を、従来の農地法に
よつて処分した場合においては、対価
の算定等に限界がありまして、たと
え一反歩一万二千円の限度以上に処分
することができぬというやうな規定が
あるもので、何とかして干拓地等の造成
農地をそれ以上高価に処分したいとい
う、そういう便宜的な、採算的な考
え方だけのの上に立つて土地改良法の一部
を改正して、農地法から切り離して、
埋め立て、干拓によつて新たに造成さ
れた農地は、農地法と別途に、幾ら高
く売れてもかまわぬというやうな、そ
ういうやり方を採用するというこ
とは、それはまた逆に作用して、農地法
の規定によるところの小作料の問題と
か何かにもまた響いてくることは必然
だと思ふのです。ですから何のため
に、農地処分をする場合に従来の農地
法でやれたものを土地改良法の方で
やらなければならぬかという、そのは
かりした理由が了承できないのです。
ですからこの点はやはり農林大臣とし
て一つの政治的責任の上からいつて
も、あなたが立案されたということ
でありますから、その点をもう少し明確
にしてもらいた。

○井出国務大臣 芳賀委員は二元的
になるという点を非常に心配しておら
れるやうであります。従来の農地法に
よる手続とは同じ手続によつており
まして、国有財産の管理あるいは入
植者の権利保護という面については十分
なる考慮が払われていては十分
なものでございます。たとえば干拓地の管
理であるとか、あるいは土地配分の計
画、入植適格者の選定その他埋立予定
地の一時使用というやうなものになり
まして、従来の農地法の規定とは

同様の趣旨に基くのでございます。そ
うしてこの改正せられます土地改良法
によりまして、入植者が所有権を取得
いたしました干拓地も、農地でありま
す限りは、これはもう譲渡、貸借、所
有制限、あるいは転売等につきまし
て農地法の規定を受けることは、言
うまでもない点でございします。であ
りまして、この干拓農地のように多額
の国費を投入いたしました農地を転用
させるといふやうなことは、これは原則
として許可しないという方向に考
えておるのでございまして、この改正
によつて実情に最も即した方向をと
つたのである、こういうふうにお考
えをいただければ、その間が明らか
になります。いまこれが小作料にはね返
るといふやうなことは、今申し上げ
ましたやうな取扱ひの方針によりまし
て遮断することができ、こういうや
うにわれわれとしては考えているわけ
でございます。

○芳賀委員 たゞ法律で区分して
も農地は農地なんですよ。土地改良
法の方へ持つていっても、農地法の方
へ置いても、農地は農地であつて、そ
れ以外の何ものでもないと思ふので
す。特に問題になるのは、今農林大臣
は、土地改良法の方で処分しても農地
法の規定はそのまま受けるということ
を言つておられますが、その点がこの
法律によつては非常に不明確なんです。
干拓地に対しては、入植者に対して配
分の申し込みをさせるわけなんです。
それを農林大臣が選考して配分通知
書を出すわけです。その干拓地が一応
工事が竣工した瞬間に入植者が所有権
を設定するということになつておるの
ですが、所有権が入植者に帰属するま

での間はその農地を農業に供するとい
うことで申し込みをするのですが、原
始取得の形で所有権が設定されるの
で、完全に個人の所有になつた後にお
いては何ら国の農地を売り渡したとい
う制限とか拘束というものは受けない
のでしよう。ですから、自己の所有に
したとたんにもまたその農地を転用
することもできるし、それから合法的
に、自由意思に基く合議の上に一つの
手続をすれば、制限がないのですか
ら、これまたよそへ自由価格で売り渡
しをすることもできるわけなんです。
ですから、今まで大臣が言われたよう
に、せつかく一反歩何十万という多額
の国費を費して農業に供するといふ目
的で作成した農地がどういふことにな
るかというこの監視とか監督とか検
査というものは、この土地改良法の改
正によつては何らそういう規定とい
うものが法律の中に設けられていない
のです。そういう点は、今大臣が言わ
れたことと全く反対な表現がこの土地
改良法の改正の中に現れてゐるので
す。合理的に実情に適するやうにや
つたといつても、もたら入植者はある
いは非常に都合がいいかもしれんけ
ども、国の負担の面においてはこのや
うな新しい土地の造成をはかつて、そ
れが農地法の今までの規定のように厳
格に行われぬというところに大きな欠
陥があると思ふわけなんです。この点
はやはり農林大臣の責任において当
委員会が明確にするべき点だと思
ふのです。

○井出国務大臣 その点は、従来の場
合は、国が介入をいたしまして、一
方から買取をし——これは干拓以外の
場合でございますが、これを売り渡す、

こういう形のもの、それから原始取得という言葉を使いましたが、それと違うのではないかと、いろいろな問題が当委員会においてもいろいろと御議論があったように承りましたが、私といたしましては、この土地改良法の改正によっていたしますもの、やはり基本法としての農地法の精神というものは当然これに及ぶのであって、今おっしゃるような御心配は、従来のあり方と同じように、十分に規制をしていくことが可能である、こういうふう

に考えておるわけでありませう。

○芳賀委員 それは普通の農地の場合です。今日までの、たとえば旧自作農創設特別措置法に基づくとか、あるいは六十一條以降の農地法の規定に示されておる国が権利を持つておる未墾地であるとか、あるいは干拓埋め立ての造成農地の売り渡しを受けた場合は、その所有権が個人に帰属しても、やはり法律によってのいろいろな規制とか制限は受けておるのですが、今度の土地改良法の改正によると、そういう拘束というものが何もないのです。ですから、この点は非常に問題があるのですね。心配がないということをおっしゃるけれども、最初から心配があるのです。政府の提案としてそういう農地法よりもむしろ弱体化させるような筋の通らぬ改正をなさねばならぬ、これはならぬかという理由が不明確です。この点が明確にならなければ、これ以上審議はできません。ですから、審議を進める方がよいという御意思であれば、もう少しこの点に対してわれわれが理解できるような条項を尽した御説明をお願いしたい。

○石田説明員 それでは大臣に対する

御質問でございますが、やや法律的的こまかい点にわたっておりますので、この点はおねがひ農地局長からお話し申し上げておるところであります。が、ちょっと簡単に御説明申し上げまして、大臣が先ほど御説明いたされた点の裏づけにいたしたいと思ひます。

ただいまお話ございましたように、従来の農地法におきまして未墾地を買収して売り渡すという関係を主にいたしました規定と一緒に扱ってございました干拓地の取扱いは、新たな造成地であり造成費がいかにかかり、その負担関係をいかに見るかということが問題の主体となるものであるという見地からいたしまして、土地改良法の取扱いに移したということから、農地法との諸関係で問題が起ってくるのではないかと、御意見でございます。ただいまの入植者に直接取得せしめるといふことのために農地法との関係はどうなるかということ、先ほど大臣からお話ございましたように、農地法であります限りは農地としての転用制限等の諸制限は当然受けるわけでございませう。その場合に、自創地または新たな六十一條売り渡し地におきまして諸制限、それらについていかにあるかというお話でございます。この点につきましては、干拓につきましても他の開墾地とやや異なっております。あるわけでございます。これはやや技術的にも相なりますけれども、現在の開拓地等は、売り渡された場合に、おきまして、これはある期限を画しまして成功検査というふうなことを行いまして、これによって検査に合格いたされたものは一定年限をもつて

はほ他の農地と同じような取扱いに移るわけでございます。干拓地については、いかにかと申しますと、干拓地におきましては、山の開墾等と異なりまして、開墾作業の占めるウェイトはきわめて少いわけでございます。従いまして、これは現在の補助体系等におきましても、地区内工事といったようなものの補助はございますが、開墾作業につきましては、干拓地は開墾地と異なりまして補助が出ておりません。そのようなことで、開墾作業の完了時といったような時点を目しまして成功検査を行なつて、それによって区分をいたして参るということにいたしまして、干拓地においては開墾作業があまりウェイトを持たないという点よりいたしまして、結論は同じような結果と相なつて参るのではなからうか。従つて、もちろん農林省の取扱ひにいたしましては、これは自作農に精進していただく、農地として大いに活用していただくという趣旨でございます。この、これは当然そのような基本方針のもとに入植者の選定、その後の営農指導等が行われねばならぬことは当然でございますが、ただいまのような開墾地との取扱ひの差等につきましては、現実問題としては問題は出てこないのではなからうか、かように考えておる次第でございます。

○井出國務大臣 ただいま政府委員から申し上げましたように、二元的という点を御指摘になるのでありますけれども、これを運用して参ります上には、混乱は十分避け得て、御心配のような点はなからう、こういうふうに考えております。

○芳賀委員 心配な点は、たとえばこの法律が成立し、運営してみたら見られる事態が今からもうわかつておるといふことです。ですからこれは当然法案審議の過程において、そういう点を明確にしておく必要があるわけですね。特にわれわれが指摘する点は、従来の農地法の規定によつて完全にこれが行われておつたのです。たとえば干拓埋め立ての造成農地の処分に対しても、完璧に近いような方法で行われてきておるわけです。ただ政府が改正して切り離したいという考えは、造成農地を高く売りたいということだけに尽きておるのです。それ以外の何ものでもないのです。そういうことであれば、国が先行する土地改良事業、干拓とか開墾事業というものは、官利を目的にいたさないでしよう。わが国の農業政策の中における食糧増産とか農家経済の安定とか、そういう大目的のために農地を造成して、それによって農業生産力を発展させるという大きなねらいがあるからして、国の財政面においては相当多額の費用を投じて、土地改良事業自体の収支のバランスとか、赤字がどうなるかということ、大局から見るとささいな問題になるというので割切つて國營の土地改良事業というものをやっておると思つたのです。今度の考案方はそれを一擲して、コスト主義に移行しようという考案方なのです。昨年一昨年あたりから農業政策の方向を大体コスト主義の政策に転向しておるということは言うまでもないことな

のですが、そういう採算の上に立つたという考案方であれば、今後の農地政策というものは全く逆行するといふか、別の角度を歩まなければならぬということになると思つたわけです。わずか二万町歩くらいの干拓等によつて造成される農地の処分が、農地法によると安から別の方法で高く売らなければならぬといふことは、国家財政全体から見ればそれほど重大な問題ではないと思つたのです。特に神武景氣を宣伝しているときに、農地を処分する場合に今までもより高値で高く売りたいといううけちな考えで、そしてその農地行政を二元化させるようなことをやるのは、これはとるべき手段ではないと思つたのです。ですから、そういう点はやはり農林大臣の責任においてこういう悪法は作らない、改悪はしないといふくらいにがんばつてもらわないと、一歩一歩くずされていくことになるかと、今後どうなるかという不安が非常に大きくなるわけですね。こういう点をわれわれ特に心配しておるわけですね。良心的な井出農林大臣がこういう将来に禍根を残すような土地改良法改正をやるということ、井出さん自身の良心から見ても遺憾にたえないことであると思つた。特に処分された農地というものは、今まで農地法の規定に基づいて國の所有であつた造成農地を売り渡した場合よりも非常に拘束と制限が緩慢になつておつて、どうなつてもいたし方がないというふうな条件が最初から入植者にはついておるわけですね。転用しようと思えば、そういう手続をして、転用がもっともだという理由があればやはり転用許可をしなければならぬ事態にもなるし、またこれを他に転売しようとする買受人の資格が農業に精進するものであるといふことが農地法上明らかになつた場合には、あすの日にこれをよその者に幾ら高く売り渡したつて農地法の規定から

見るとそれはけしからぬということにもならぬと思うのです。たとえば一定の年限他に転売することができないとか、あるいは目的に供してはいけない場合においては国が買い戻しをするとか、そういういろいろな規定が設けられておいたのですが、今度の場合には、そういう規定も何も取得の形式が違ふからして拘束が屈かないのです。せっかく国が多額の費用を投じて作った農地が、個人に権利が設定されたために自由に立場に放置されることは、非常に危険なことではないかというように考えられるわけでありました。この点は農林大臣の理解がまだそこまで徹底しておらぬというふうにも考えられるわけですが、いかがですか。

○井出國務大臣 従来のあり方と非常に違つてきた、これはこの農地に関する限りは非常に大きな転換であるという御指摘でございますが、今回のこの新しい特別会計を設置しましたゆえんは、これはこの前当委員会においても申し上げたつもりでございますが、これによって工事進捗をスピードアップしよう、そして資金をこの会計に受け入れることによって事業量を増大しよう、こういう目途に出ておりますことは御了解をいただいていることと思ひます。従ひましてそれがために、入植者としては経済的利益が相当に見込まれるのでございますから、十分に負担にたえ得て所期の目的が早目に達成されるということからいたしまして、干拓地の価格は実情に即した価格であつてしかるべきであらう、こういう基礎から出発したしているわけでございます。そして今御心配になられますような権利が直ちに移動する

のではなからうか、あるいは自由勝手に売り払ふことができるからその点が心配だというような点は、われわれとしては、これが農地である以上は農地法の適用下にあるということと十分に防ぎ得るものだという考え方に立っているわけでございますから、御心配の点は十分に防ぎ得ると考えているわけでありました。

○芳賀委員 その点は農林大臣は法律改正の内容が何だということがわからないのです。たとえば特別会計のあいつ方式によつて事業の進捗をはかる、そういうやり方等に対して別になれわれは絶対反対とかんたかいうことを言つてゐるのではない。会計法自体に対しては言つてゐるのではない。ただあの会計法の中においては、対価と認めらるべきものを負担金という形で、特別会計の歳入の方に受け入れることになつてゐるのですが、その場合は農地法によつてその造成した農地を売り渡した場合、それを土地代金として特別会計が収入しても一向これは差しつかえないことです。ですから特別会計との間においては何もそれほどの問題は無いと思ひます。ただ今までの農地法の規定によると、公有水面の埋め立てをする場合においても、まず自作農創設をやるとか、農家の経営安定のために公有水面に関する権利を国が買収して、権利を消滅させて農林大臣の管理のもとに置いて、土地改良法の規定に基いて国が干拓、埋め立てを行うわけでありました。ですからそれによつて造成された土地といふものは、明らかにこれは農業に供するといふことが前提になつて埋め立てが行われたのでありますからして、でき

上った土地は国の所有する物件となつて、それを国の意思に基いて、そうして農地法の規定に基いて売り渡し処分を行う。しかも売り渡しを行つた場合においても、その後の個人入植者に所有権を与える場合においても、一定の期間内の監督とか検査とか、あるいはそれがその目的と沿わない用途に供されるような問題における一つの制限とか制裁規定とか、そういうものは十分配慮されて、農地法の中においては今まで適用されてきておるので、その運用の中において、こういう点は不都合であるといふような問題は、何ら生じてきておらないのであります。ただ問題は、この農地法の規定によつて、この埋め立て等の造成地を売り渡す場合においては、対価が、実情に照らし合つておらない、不当に安過ぎるのではないかといふような批判が起きておることは、これは事実であります。

しかしこの問題は、現在のわが国の農地の対価自身の算定が、農地の価格自身は最も適正な算出の根拠をどこに置くべきかといふことは、いろいろな問題があると思ひます。ですからこれも高いとか安いとかいふ問題を論じ出すと、これはまた旧地主勢力に力を与えるようなことにもなるし、農地改革の精神自体がまた破壊されるようなことにもなるので、この点だけに問題はあるといつたとしても、あとの問題に對しましては、何ら運用上も万遺憾なき措置が万遺憾なく講ぜられておつたといふことは、これは農林大臣としてもお認めになつておられます。ですから価格問題だけに切り離して、それを理由にして農地法から切り離して、この干拓等の土地の売り渡し価格を別

個な立場で算定して、そして負担金という名前で、国の負担をできるだけ軽くする意味において処分をしようといふ考え方だけで、せっかくこの農地制度を維持している国の基本的な法律であるところの農地法を弱体化したり、あるいはゆがめるようなことは、この際避くべきではないかというふうに考えられるわけでありました。このことに対しては農林大臣としても反対でないと思ひますが、いかがですか。

○井出國務大臣 先ほど来申し上げておりますように、この土地改良法の改正といふことによりまして、この手続を行うことになりましたけれども、その後は、農地法といふものはそれが農地であります限りは適用されるわけでございますから、今言われまふような問題は、解消するといひましようか、御懸念はなからうといふ考え方に立っているわけでありました。

○芳賀委員 いや、農林大臣それは農地法が何だかわからないのです。これは埋立地ですから土地であることには間違いないが、農地かどうかといふ判断は、農地に供したか供しないかという事実行為が現われなければ、認定することができないと思ひます。土地ができたときに、それを一応入植者に取得させて、そして土地としてのその所有権が設定されるのですから、だから農地かどうかといふのは、その所有者が農業に供したかどうかといふその事実がそこに生じなければ、これは農地であるとか農地でないという認定は、最初からできないと思ひます。よ。農地に供して、農地だといふことの認定をされて、初めてその農地は農地法の適用を受けるけれども、農地に

供しない場合は、これは農地としての認定をすることはできないでしょう。その場合には農地法の適用を受けることができないじゃないですか。これはそういう問題が生じてくると思ひますね。

○安田参事 政府委員 今まで御説明申し上げたところで、まだ触れておらないことについてのことになりますから、事務的にまず先に説明をさせていただきます。土地改良法の九十四条の八は、国が行います公有水面埋立事業の結果できる干拓地、埋立地につきまして、あらかじめ国自身または都道府県知事に権限を委任することでもできる規定を備えて配分計画を立てまして、配分の申込書を入植の希望予定者からとりまして、選考、決定をいたしますれば配分通知書を交付するのであります。この配分通知書を交付するのには、国が行う当該土地改良事業である干拓事業完了の期日以前を予定いたしておきます。この配分通知書は、当然農地法と土地改良法という二つの法律系がございまして、ともに土地改良と農地に関する基本法でございます。その上に立てる農業政策の理念と申しますか、これを執行する農林大臣の基本的方針といふものはその上に立っておりまして、配分通知書を交付するに、法文にも書いてありますように、自作農として農業に精進する見込みのある者の中から、適当と認められる者をまず選定をして、以上の措置を講ずるのであります。それからまた九十四条の八におきましては、竣工の日を通知することに備へまして、さらに六項と七項を具しまして、配分通知書の交付を受けた者につきましては、

まだ工事完了の期日以前におきまして、所有権の対象とするものではありませんが、将来それを予定しながら、また将来それが成功しないことがあるかもしれないことを予定しながら、まあないことを期待して選考するわけでごさいますけれども、埋め立ての予定地を、農林大臣が定める条件で使用するのをごさいます。農林大臣が定める条件というのは、配分通知書で土地の用途、配分の条件におきまして、農業用にその土地を供するという用途が一つ、さらに……。

「ちょっと待って、委員長大臣が退席したがるんだ。」と呼ぶ者あり

○小枝委員長 先ほどあらかじめ申し上げましたように、一時から日ソ交渉に出ます。そこで十分前ですから時間がありません。また明日大臣は出席します。

○芳賀委員 大臣が出席するまでは、この審議は中止ですね。——まあ農地局長の答弁は続けてよろしい。

○安田(善)政府委員 それではお許しをいただきまして答弁を続けさせていただきます。配分通知書には、いわば条件として土地の用途を定めるのをごさいます。土地の用途は、自作農に精進する見込みのある者に対して通知するのは、当然に耕作用に供する土地であるということ、またその次の配分の条件は同様に自作農に精進して小作地に出すようなことはしない、客観的にどうしても一時やむを得ない条件がある場合など以外はないというところにすると、六項に書いてあります。そうして原始取得の前に、農林大臣の定める条件で使用するが、農林大臣の定める条件で使用する

ます。その使用させるのは無償である七項に書いてある通りでございましてけれども、干拓地は事の性質に従いまして未墾地よりも土地の生産力も高いのであります。農業用に使用させるのであります。農林大臣が定める条件で耕作する前に、所有権を取得させる前にその入植予定者で配分する。そうして使用させる段階で自作農に精進し得るかどうかを認定いたします。未墾地においては入植をさせまして、それから五年間で開拓を進めていく八割までは補助をする、昔は五年でありましたが、今は適当な時期に検査をしまして、不成功と思うものは三年間で国が買取できるということがありますが、干拓地は土地の事情も違ひまして、所有権をこの法律案に基いて取得せしめます前に、不適合であるかどうかの認定をいたしまして、使用を取り消せば配分通知書の交付を受けても別の人にまた変えるべきである、そういうところで認定をしようと思っております。早く検査といいますが認定をする、そういうふうにしてよろしいと思っております。従って所有権を取得する際には土地の状況も耕作に使用し得るものである。農地であるかないかは、ごく一部の期間において耕作をしていないということだけではない、その中でちょっとやめてもなお続け得る状態になるのは農地でございまして、そこで農地といたしまして、その譲渡、貸借、所有制限、転売等につきまして、その他農地法に定めます条件は適用するつもりでございまして、また当然適用になるのでございまして。

○芳賀委員 委員長に申し上げますが、ただいま農林大臣は中途から退席された、これは日ソ漁業交渉という国際的な交渉に行くのでやむを得ぬと思ひます。大臣に対する質疑は後日大臣の出席を求めてそのときからまた始めるといふことにして、今日はこの程度で終ります。

○小枝委員長 それではこの程度にして、午後一時半から再開いたします。水質汚濁の問題について水産関係の質疑を続行いたします。

午後二時二十八分開議

○小枝委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○有馬(善)委員 午前中にお尋ねいたしました外国における水質汚濁防止法適用の状況、補償の実例等をこの際お聞かせ願いたいと思ひます。

○新沢説明員 概略でございしますが、わかつている範囲内で申し上げます。比較的に早く水質汚濁防止法に於いての法的措置ができたのはイギリスでございまして、イギリスにおきましては、現在の河川汚濁防止法の前身となる法律が早く一八六五年にできておるようでございます。現在の法制のもとにおきましては、その法律に基きます河川汚濁防止局という機関が数個できておまして、その河川汚濁防止局が河川につきまして、その河川の水質の標準あるいはその河川に放流する水の処理後の水質標準等を設けて、河川の汚濁防止についてそうした監督の措置

を行なつておるようであります。またこの委員会は単に取締りを行うだけでなく、みずから実験所を持ちまして下水や産業廃水の処理方法の研究、また管轄区域内におきましてそうした廃水の処理につきましての管理に関する責任をもつてこの処理に當つておるようであります。補償の問題につきましては、これらのイギリスにおきまして河川の汚濁防止の発祥の由来は、水産というよりは河川そのものの水質を保持するということに主目的があるようでありまして、水産の問題については、これに補償の問題がどうということとは私どもまだ寡聞にして耳にしておりません。法律が作られ、また汚濁防止の責任に當る委員会が設けられて、イギリスに準じた方法で河川の汚濁防止の処理に當つておるようでございます。アメリカにおきましては、アメリカ合衆国連邦政府といたしまして共通基準を設けて、あるいは法律の制定をして、共通の標準を立てているということではあります。また、その標準を立てる、あるいは法制定を立てることは各州にまかされておるようであります。そこで、各州ごとに標準をきめて、その保持については随時監督官がパトロールいたしまして、その標準の維持をはかっているというところでございまして、概略でございますが、私も承知しております範囲内では、そういうような状況になっておるようでございます。

○有馬(善)委員 次に伺ひたいのは、わが国における関係法規の問題であります。御承知のように、この水質汚濁防止のために現在ある法規に

よつて規制をしていくということでありまして、規制をいくということであるけれども、実際にはほとんど部分的な不十分なものにすぎないことはあまりにも明瞭であります。公衆衛生関係で昭和二十九年の清浄法、昭和二十三年の軽犯罪法、それから鉱山関係で昭和二十五年の鉱業法と昭和二十四年の鉱山保安法、それから水産関係で水産資源保護法、その他として昭和二十九年の河川法、昭和二十三年の港則法等が一応はあるわけでありましてけれども、私たちが見る限りにおきましては、これらの法律によつていさかかも救われてない、規制されてないというふうな考えざるを得ないのであります。たとえば軽犯罪法であります。軽犯罪法の第一条の第二十七項が多分この問題に適用されるのでありまして、けれども、その規定は「公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廢物を棄てた者」は拘留または科料に処するといふことになっておりまして、これも、まづきり軽い法律でありまして、これが実際に適用されるものとも私たちは考えられませんが、また鉱業法におきまして、第六章で鉱害の賠償として第九十九条で賠償義務が規定されております。しかしこれもまた鉱山保安法の第四十二条の「ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、廢水及び鉱煙の処理に伴う危害又は鉱害の防止」についても規定しておりますけれども、これも今申し上げたことと同断だろうと思ひます。その他の法律においても同様だろうと思ひますが、実際に水質汚濁防止のためにこれらの法律を適用された事例があるかどうか、実際に単独法を制定しないでもこれらで十分規制し得るのかどう

か、実例があったら、それを水産庁並びに通産省の方からお聞かせいただきたいと思っております。

準備を進めておるわけでございます。○大木説明員 通産省の鉱山の保安を担当しておりますので、鉱山の保安関係につきまして御説明申し上げます。

ケースで処理していくというお話であり、また通産省では実際にこの法を適用した場合もあるという御説明ではございまして、具体的なことはあとで私は詳細に申し上げますが、その被害は続々と起きて、せつ々ある法律が有名無実になっておることは事実であります。たとえば鉱山保安法におきまして、第二十四条では、「通産省大臣は、鉱業の実施により、危害を生ずるおそれがあるときは、必要な措置を講じ、又はそのおそれが多いと認めるときは、必要があるときは、鉱業権者に対し、その鉱業の停止を命ずることができ」とはつきりうたわ

か、そうした機関を設けることによつて、事前におきまして事後におきましても処理がうまくいくのではないだろうか、現在の法律の各関係事項をそのまゝ適用することによつてももちろん処理はできるわけでありまして、けれども、そこには冒頭申し上げましたような困難が伴いますので、事の処理を円滑に行わせるためには、やはり第三者が調停するようなことを考えるのがいいのではないかと今後に問題の処理の解決の方途を見出して、いこうというふうに考えております。

が解決できるのではないか、今そういう方向で今後やっていきたいというふうに考えております。これは通産省だけでどうという問題でもございせんので、各省でこの問題の解決に、そういうような方向で今話が進んでいると私も了解しております。

○新沢説明員 お話のように、現行各種の法令によりまして確かにそれぞ

たいたいお話のございました鉱山保安法第四條に關連いたしまして、金属鉱山等保安規則におきましては、第十章に鉱害の防止という項目がございまして、これにつきましては鉱煙、坑

○有馬(總)委員 今水産庁と通産省の方から御説明がございましたが、実際運営面において、先ほどの部長のお言葉ではありませんが、ケース・バイ・

か、そうした機関を設けることによつて、事前におきまして事後におきましても処理がうまくいくのではないだろうか、現在の法律の各関係事項をそのまゝ適用することによつてももちろん処理はできるわけでありまして、けれども、そこには冒頭申し上げましたような困難が伴いますので、事の処理を円滑に行わせるためには、やはり第三者が調停するようなことを考えるのがいいのではないかと今後に問題の処理の解決の方途を見出して、いこうというふうに考えております。

が解決できるのではないか、今そういう方向で今後やっていきたいというふうに考えております。これは通産省だけでどうという問題でもございせんので、各省でこの問題の解決に、そういうような方向で今話が進んでいると私も了解しております。

○新沢説明員 お話のように、現行各種の法令によりまして確かにそれぞ

たいたいお話のございました鉱山保安法第四條に關連いたしまして、金属鉱山等保安規則におきましては、第十章に鉱害の防止という項目がございまして、これにつきましては鉱煙、坑

○有馬(總)委員 今水産庁と通産省の方から御説明がございましたが、実際運営面において、先ほどの部長のお言葉ではありませんが、ケース・バイ・

か、そうした機関を設けることによつて、事前におきまして事後におきましても処理がうまくいくのではないだろうか、現在の法律の各関係事項をそのまゝ適用することによつてももちろん処理はできるわけでありまして、けれども、そこには冒頭申し上げましたような困難が伴いますので、事の処理を円滑に行わせるためには、やはり第三者が調停するようなことを考えるのがいいのではないかと今後に問題の処理の解決の方途を見出して、いこうというふうに考えております。

が解決できるのではないか、今そういう方向で今後やっていきたいというふうに考えております。これは通産省だけでどうという問題でもございせんので、各省でこの問題の解決に、そういうような方向で今話が進んでいると私も了解しております。

○新沢説明員 お話のように、現行各種の法令によりまして確かにそれぞ

たいたいお話のございました鉱山保安法第四條に關連いたしまして、金属鉱山等保安規則におきましては、第十章に鉱害の防止という項目がございまして、これにつきましては鉱煙、坑

○有馬(總)委員 今水産庁と通産省の方から御説明がございましたが、実際運営面において、先ほどの部長のお言葉ではありませんが、ケース・バイ・

か、そうした機関を設けることによつて、事前におきまして事後におきましても処理がうまくいくのではないだろうか、現在の法律の各関係事項をそのまゝ適用することによつてももちろん処理はできるわけでありまして、けれども、そこには冒頭申し上げましたような困難が伴いますので、事の処理を円滑に行わせるためには、やはり第三者が調停するようなことを考えるのがいいのではないかと今後に問題の処理の解決の方途を見出して、いこうというふうに考えております。

が解決できるのではないか、今そういう方向で今後やっていきたいというふうに考えております。これは通産省だけでどうという問題でもございせんので、各省でこの問題の解決に、そういうような方向で今話が進んでいると私も了解しております。

油による水質汚濁について各国の間で一九二六年以来話し合いが進められていたことは御承知の通りであります。それで英国がこれを国連に提議いたしました。その後フォークナー委員会というものを作ってこの報告書が出されたのであります。イギリスはこの会議の結果できた条約を批准する、条約に署名するというような真摯な態度をとったことは御承知の通りでありますけれども、日本は批准に運輸省その他が反対して署名までに至らなかった。その反対せられた理由についてこの際明らかにしておいていただきたいと存じます。

○新沢説明員 直接の所管ではございませんで、間接になりまして、開いたところでお答え申し上げますので、あるいは不正確な点が出てくるかと思いますが、お許し願いたいと思います。今お話のように、この条約案はわが国でまだ批准するところまでいっておりませんが、日本の現在の海運会社の経済的能力からいまして、完全に海水中の油を分離することにつきましては非常に多大な経費がかかる、そしてまた経済的な実力が十分わが国の海運会社には備わっていない、従ってそういう条約を作ってもまだ実行する力が残念ながらないので、ちょっと受諾しかねるというようなことが理由になっていくようにございます。ただしこの条約ができませんで、運輸省としましては、その廃水を完全に分離できない場合におきましては、それを港内内投棄しない、遠く海外に出て投棄するようにということ、そうした法的規制はしているようにあります。沿岸の水産、ほかの産業等に害を及ぼさ

ないようには遠く沖へ出て捨てるといふようになっていくようにありますし、また入港前にそういう水は捨ててくるようにという指導をしているようにあります。残念ながらわれわれが調査いたしました実例によりまして、それが完全には行われておりませんで、油による被害というものはやはり相当残っているようにございます。

○有馬(糧)委員 次に伺いたいと思いますが、昭和二十六年の一月に経済安定本部の資源調査会は、内閣に対して水質汚濁防止に關してすみやかにこの立法措置を講ずるようということを勧告いたしておるのであります。それと同時に、あとで申し上げますが、民間団体におきましてはそれぞれの法案の準備をいたしまして、鋭意これが促進化について努力してこれ、また自民党の政調会におきましては一生懸命水産部会で法案の審議を進められているにもかかわらず、現在まで政府、特に水産庁がこの法案に対して、昭和二十六年以来の問題であるにもかかわらず、午前中冒頭に申し上げましたように、昭和十一年ころからどんなに努力している。そして与党の中においてもそういった熱心な努力が続けられているにもかかわらず、担当省の方で今までもこれを促進し得なかつた理由、この点をこの際明らかにしておいていただきたいと存じます。

○新沢説明員 お話のように数年前から立法化の動きがあったわけですが、今日まで残念ながら実現を見ておられないわけでございます。いろいろ理由はあるわけでございますが、(「熱意が足らぬのだ」と呼ぶ者あり)

経済的な理由ということもありませんし、また先ほどお話がありましたような幾つかの法律の規定の運用によってできるという見解をとられた省もあるというようにございまして、現在まで各省完全な一致を見て立法化の段階に進むことができなかったわけでありまして、しかし問題が重要でございますので、さらに各省とその後引き続き協議を重ねまして、今日におきましては従前のような考えから一転いたしまして、各省相協力いたしまして、この問題の解決に当らなければならぬという気運になっておるわけでございます。

○有馬(糧)委員 今新沢部長からの御答弁でありましたけれども、関係各省、通産、建設、運輸、農林の関係者が集まって、水質汚濁防止対策連絡協議会を作ったのは、昭和二十八年でありまして、その昭和二十八年以来論議が続けられて、しかも結論が出せないという大きな障害はどこにあったか、またどこがどうとはいひませんけれども、関係各省がどのような点に異論を唱えられておるのか、なぜこんなに長年月を要しても結論が出せないのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○新沢説明員 問題の從來困難でありました点は、画一的な基準を立てるといふ問題、それから各省が持つておられるそれぞれの固有の権限の調整をいかにするかという問題につきまして、必ずしも意見の一致を見ることができなかったわけでございます。

〔委員長退席、笹山委員長代理着席〕

○有馬(糧)委員 今基準の問題についてのお話がございましたが、少くとも水産庁では産業廃水及び下水の処理に

対する水産側の要望書、こういったもので水質基準についての結論を出しておられる。もちろん万全のものということを目指しますと、それこそ百年河清を待つということになるのであります。が、こういったことをきつかけにして、熱意があれば、今赤路君から熱意という問題が話されておりますが、熱意があれば、こういったことを一つきつかけにして、話し合いが当然ついておるべきはずだと思ふのであります。また先ほど申し上げましたが、民間団体におきましても、昭和三十年には、全海苔から水質保護と産業水等の調整に關する法律案並びに水産資源保護法の一部を改正する法律案、こういったものが準備され、また同じ昭和三十年に、全国内水面漁業協同組合連合会から水質汚濁防止法案というものが提出され、昭和三十一年には、これらの各団体が前のものを統合した形で漁場水質汚濁防止法案、こういったものまですっかり準備いたしまして、何とかこの問題を促進しようとして努力しておられます。このような具体的な案が出されておりましたにもかかわらず、進められない理由、これらの民間団体が作った法案については根本的な欠陥があるのかどうか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○新沢説明員 現在までいろいろ案が出ておりますが、ただいまお話のありました案につきましては、一定基準を作り出すことがなかなか一律にいきかねる状況もありまして、構想を改めまして重要な水域につきまして、たとえ保護漁場と申しますか保護区域を設定いたしました、そこについて特に保護の施設をするという考え方で参つて

きておるわけでございますが、問題といたしましては、保護区域の設定ということをはかる立場でできるかという問題もございまして、また保護区域だけでいいのかどうか、ほかにも同じような水質汚濁防止をしなければならぬ地域というものは局限されないのであるわけでございます。そのような点につきましても問題があるわけでございます。そこで現在といたしましては考え方をさらに改めまして、現在飢害についてでございます土地調整委員会、あの構想にならうとそれの事態ごとく事を解決するということの処理の方法が一番実情に適しておるのではないかとこのように考え方を改めておるわけでございます。

この改められた考え方につきましては、大体各省基本的な構想においては一致点に近づいておるようなわけでございまして、ただ委員会にいかなる程度まで権限を持たせ、いかなる範囲の任務を与えるかということにつきまして、なお各省間の協議を重ねなければならぬ、調整をはからなければならぬ事項が残つておるわけでございますが、そういうように従来とは考え方も改め、また改められた考え方につきましては、各省間の考えが一致点に近づいておるという現状に相なつておるわけでございます。

○有馬(糧)委員 保護漁場の指定なりあるいは保護漁場自体の漁場の取扱いは水質の基準なりあるいは関連地域の問題なり、それらについてのいろいろむずかしい問題があることはよくわかりました。しかしながら今お話のありましたように、基本的な構想については一致しながらも、委員会の権限なり

持ち分なり任務というもののについて、じ
んせん日を送らなければならぬ理由
というものは私は了解できないのであ
ります。むしろこちらあたりについては
四省が早急に歩み寄ってすっきりした
ものを出して、この立法について促進す
るのがたまたま置き忘れられた沿岸
漁民に対するあたかい政府の態度で
はないかと思うのであります。あなた方
がじんせん日を送っておられる間に、
午前中中村委員からお話のありました
益田市のようない問題が出てくる。益田
がたまたまあのような状態になっ
たけれども、あれに近い状態が全国至
るところで起きておるのであります。

次に私が伺いたいと思います。こ
とは、ケース・バイ・ケースで実際に
処理していけるというけれども、地方
自治体、特に再建団体その他の団体で
は、工場誘致については非常に熱意を
持つておられます。また漁民自体も工場
の誘致を自らについては反対してお
るわけでもない。これはさきの私が参
りました鹿児島におきましても、宮崎
の門川におきましても同様でありま
す。原始産業だけにたよっている地域
において工場を誘致したいという熱意
は、漁民諸君といえども他の自治体の
幹部にも劣らない熱意を持つておりま
す。しかしこの自治体と工場と漁民が
実際の面で対立する場合に、政府は
その間に立ててどのような調整の役割
を果たしておられるのか、この点を具体
例をもってお話し願いたいと思いま
す。

○新沢説明員 従来の例でいいます
と、確かに地方のそうしたいろいろな
要請から工場誘致に強い希望を持
つておられますが、ともすると誘致を
しようとするその地元と誘致の対象に

なっている会社との間の話の方が先に
進みまして、実際これによって大きな
影響をこうむります農民あるいは漁民
に対する納得の上で話し合いをする機
会が非常におそく持たれていくという
事例が非常に多いわけでありまして。私
どもが耳にいたしますのも、そうした
工場の誘致に対する企画がある程度進
んで、それが何らかの形で漏れて反対
運動となり、それが私どもへの陳情と
いう形で現われてくるというケースが
実ははなはだ多くて、私もはなはだ事を知
り、処理に際しては多岐にわたる時間的
にいつもおくれることになっており、
これは非常に残念だと思っております。

では、工業化が進むという方向をむ
けて押えることはできないと同時に、
この被害、犠牲を農漁民だけがかかる
ということとはとうてい黙視することが
できませんので、先ほどもう一つお話
ができましたように、工場廃水につま
ま、現在の技術水準でいけばこま
まではできるはずだという一応の線を出
しまして、計画の工場等には少くとも
この標準に達するまでの浄化設備の設
置については努力してもらいたいとい
うことを申し入れていくわけでありま
す。また県にも、この水産庁としての
基準についての案を完備いたしまし
て、これによって指導するように通達
をしていくわけでありまして。また実際
の具体的な例が起きました場合には、
たとえば最近起きた宮崎県における
質汚濁の担当官を派遣いたしまして、
工場設計についての設計作成と申しま
すか、そういうものについての示唆を
与えているということをやっているわけ

であります。そういうようなことに側
面から、あるいは直接的にも被害が農
漁民に及ばないように十分の配慮をし
ていきたいというように考えているわ
けであります。

○有馬(補)委員 十分の配慮をしてい
るということでありませうけれども、私
は今の御答弁ではとても納得ができま
せん。具体的な配慮をしていると言
いながらも、一部工場の諸君の利益擁護
の立場にまらざるに立っているとした見
えのないようなあり方です。これはあと
で数字でも伺いますが、その前に
不特定多数の被害者の場合には被害者
はそのままとすることでありませうが、
この点について特に水産庁並びに通産
省ではこのような点をどのように現在
処理しておられるか、この点をお伺い
したいと思っております。

○新沢説明員 先ほどもう一つと触れ
ましたが、二十九年年度中に水質汚濁に
よります被害件数が約七百六件ほどあ
るのでございませうが、それらにつま
ましてはそれぞれ原因別に調査をいたし
ております。またその解決につつま
しては県の当局にも指導いたしまし
て、解決の処理に当っておるのでござ
います。ただ、今お話しにちょっと出ま
したように、原因の把握の困難というよ
うな事情、だれが被害者であるかとい
うような点が不明なこと等のため
に、七百六件のうち二十九年年度中に
いて、正確な数字はちよつと資料を忘
れて参りましたので概数でございま
す。二割ほどが処理できないで残って
しまっているような実情でございま
す。約八割ほどはあるいは補償という
形、あるいはさらには防範施設を完全
にするというように処理をして参っ

てきておるような実情でございませう。

○左近説明員 ただいまお話しがありま
した多数のものの加害についての問題
でございませうが、中小企業者が排出
いたします廃水が相集まりまして、漁業
なりあるいは農業に影響を及ぼす例が
やはり全国にいろいろ見られるので
ございませうが、加害者も非常に多数だ
というところから、従来やともすればこ
の処理については困難な問題があった
のでございませうが、最近各地地方公
共団体、たとえば農林市なりが中小企
業者、それから農村あるいは漁村の皆
様の間の仲介に立ってそうして地方
公共団体が共同廃水処理施設を作ると
いう動きが出て参りました。これに
つきまして、われわれもいたしまして
も、建設省と共同いたしまして、これ
を調整するための補助金を要求いた
しまして、昭和三十三年年度の議決願
いした予算の中には、三千万円この費
用が計上されております。これによ
りまして、まづさしあたり全国で四カ
所、静岡県の富士宮地区、これは紙
パルプの中小企業の密集しておる地
帯でございませう。それから愛知県の尾
西、尾張一宮地区、これは毛織物の染
色加工業者の密集しておる地帯であ
ります。それから大阪の布施市周辺、こ
れは絹関係の染色整理業、加工業者が
密集しておる地帯であります。それか
ら和歌山県の和歌山市辺、これは化
学工場、染色工場、皮革工場が密集し
ておる地帯であります。この四地域に
ついて各市には市がやり出す共同
廃水処理事業に対して補助金を出す
というようにいたしまして、この問題の
円滑な解決に努めておるわけでござ
います。現在の状態ではわずかに四カ所

でございませうが、われわれもいたしま
しては今後こういう問題のある地帯をな
るべく広く包括するような補助金とし
て、この問題の解決に十分努力いたし
たいと考えております。

○有馬(補)委員 わずか三千万円くら
いの補助金でもってこの全国的な問題
が処理されることはとても考えられない
のであります。やらないよりはましで
ありますけれども、その程度たるや実
にお寒い限りであります。この点につ
いては、通産省が積極的になって、来
年度予算、再来年度予算から相当大幅
の予算を獲得しない限り、せつかくの
企図が企図倒れに終わってしまう、こ
ういう結果になりますので、この点は強
く要望いたしておきます。

次に伺いたいことは、廃水
の完全浄化設備ということでありま
す。少くとも現在の技術水準で、しか
も企業採算の中で浄化装置が得る
とお考えになっておられるかどうか、こ
の点をお伺いしたいと思います。

○新沢説明員 私の方から申し上げ
ることは適当かどうかとも思いますが、
われわれの方としまして、水産庁側の
要望として水質の基準を出してござ
います。これは現在の技術的な水準にお
いて少くともここまでは到達し得る、
してはもたなくちゃならないという程
度の水準を出しておるわけでございま
す。なるほど企業によりましては、採
算制のいかんによつてこままでの基準
に達するについても相当の困難があ
るかと思ひますけれども、しかしわれ
われの側の要望といたしましては、ぜ
ひこの程度までは到達してもらいたい
ということを強く要望いたしておるわ
けでございませう。それにいたしまして

も完全に被害を皆無にまで持っていけるかどうかということになりますと、なお若干の問題が残るのではないだろうか、こういうふうに考えております。

○有馬(總)委員 若干の問題どころではなくしてまるっきり——先ほどからあげ足ばかりとっておるようでありますが、そうではないので、具体的な例で申し上げたいと存じます。冗長にわたるかもしれませんが……今若干の問題と言われましたが、鳥取県の米子における日本パルプ工業米子工場、これでは総工費二十八億のうち五億五千九百万円、沈没その他に五千三百万円ばかりありますが、装置をいたしまして、しかも被害者側はこれについてすこぶる遺憾なものだという工合に言っております。佐伯における興国人絹パルプ工場も同様でありまして、現在も補償を要求しておることは御承知の通りであります。それから静岡県におきまして、今通産省から排水路を設けて云々というお話がございましたけれども、これは富士川河口に至る沿岸二十キロメートルの間は水が黒褐色に汚染されて、漁業が壊滅しておるという状態でありまして、愛知県の大山市の東洋紡の工場、これも河川、伊勢湾方面に大きな被害を与えておる。宮崎県の日南市における日本パルプ工場、これも同様であります。熊本県の十條製紙の場合も球磨川のプは半減しておる。山口県の岩国、これについても同様であります。呉島ふんふんとして海岸線三里以上、沖合い七、八里までひどい状態になりまして、アユも回遊魚も、ノリ養殖も壊滅しておる状態であります。宮崎県の日向市の場合、これもあとでお伺いしますが、同

様な状態に追い込まれることはあまりにも明瞭でありますし、鹿児島県の隼人日当山のとき、あそこは桜島によつてまるっきり沼みたいになっておつて、もう海流の流れがない。そこで工場が設立されるということになれば、完全に死滅してしまふ。

〔笹山委員長代理退席、委員長着席〕

鹿児島県の漁業はあすこのえきによつておるのでありますが、そういうことになると、県全体の漁業が大きな被害というよりも壊滅するということも、今私が幾つか申し上げましたような例であまりにもはつきりしておるのであります。皆さん方がある程度のことではあるのだというのでしたら、鳥取の日本パルプ工場の報告がきておりますからそれを詳しく読み上げてほしいのですが、冗長になりますから省略したいと思ひますけれども、実際の状況はこういうことになって、私が先ほど、通産省にしても食糧庁にしても大きな工場の側に立つて零細漁民は見殺しにしておるということを申し上げましたが、実際の結果はそういう形になっておるのであります。

それで、今お尋ねしました門川、それから隼人日当山のうち門川の方は話し合ひがついたということでありまして、けれども、実際にはどういった形で話し合ひがついたのか。私が門川に参りましたときなんか、宮崎県知事はとにかくいつかは漁民側も折れるだろう、最初はすわり込みなんかやったりデモをやつておるが、いつかは折れるだろうということ、のはほんをきめ込んで、疲れるのを待っていて強引に誘致するんだという態度がありありと

出ておつたのであります。実際に話し合ひがついたということでありまして、けれども、私がここで心配しますのは、話し合ひがついても漁民諸君の負担の上に立つて話し合ひがついた、やむを得ずそういう形に追い込まれたという工合にしか受け取れないのであります。それで具体的に話し合ひがどういう工合にいついたのか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○新沢説明員 最近に起きました二つの事例についての解決の模様についての御質問でございますが、一つは日向市細島におきます東洋紡の工場の誘致の問題でございますが、これにつきましましてはお話の通り長い期間話し合ひがつかないでおりまして、昨年の暮れに至りまして宮崎県知事が中に立ちまして話し合ひがついたということになっております。その話し合ひの内容の一つは、工場の汚水についての処理を完全にすること、これにつきましましては先ほどお話がございましたように、現在の技術水準で魚族に対して完全に無被害な程度までいけるかどうかということにつきましましてはなお問題が残っておりますので、さらにこれに加えてこの関係の漁民につきまして、沿岸のみにたよらないで沖合に出て漁業ができるような漁業転換についての配慮——県自身がそれに対して補助金を出す、金融のあつせんをする、また会社も県の措置に加えて漁業振興費という形で漁業転換についての援助をするという条件が相加わりましてこの話がまとまったという報告を受けておるわけでございます。

鹿児島県におきます隼人日当山へ

のパルプ工場の設置の問題につきましましては、これはまだ解決したというふうには私も聞いておりません。ただお話をうかがうに工場の立地条件の点では、かの外海に面したところに廃水を流すのと違ひまして湾内に廃水を流すということ、また単にその漁民の生計に關係しているばかりでなく、湾の漁業が遠洋漁業の重要な餌魚の生産地であるということも関連いたしまして、県としては非常に慎重な態度でこの処理に當るといふことで管理委員会を設けたり、そこでこの問題の処理につきましましてあらゆる資料を集めた上で慎重に結論を出したいということ、まだ結論を出したということ、結論を出す方向に向つていとも聞いておりませんので、とにかく慎重な態度をもってこの事の処理に當らなければならぬ、その態勢を作つて今事の処理に當つておるといふことを聞いておるわけでありまして、知り得た範囲内で申し上げます以上はの通りでございます。

○有馬(總)委員 あとに中崎委員の方からも御質問があるようでありますから、私はこれで終りたいと思ひますが、私がきつい口調で申し上げましたのは、結局先ほど申し上げましたように、關係法規ではどうともならぬに、これは私が申し上げるよりも、水産庁並びに通産省当局の方々がよく御承知の通りであります。そして近代産業たるこの化学工業の勃興の陰に、もの言えない漁民の方々が多くの被害をこうむりながらもその犠牲の下積みになっておる。先ほど例で申し上げましたが大阪の場合のあのたぐさんの工場の汚水による漁業に対する犠牲というものは相当なものであつたらうと

思ひますが、長年の間に今申し上げますように、弱い漁民はもの言えないではかの産業に吸収されていくというような状態になってきておる。これは歴然たる事実であります。このような事態が日本全国の漁民の上におおいかぶさつてくることを防ぐためには、どうしてもこの際政府が積極的にこの立法化に乗り出していただくよりほかにないであります。幸ひにして先ほど申しましたように、与党の政調会では非常に熱心にご法案の検討が続けられ、またわが党におきましても、法案成立に對しまして各民間団体と十分なる話し合ひをいたしておるのであります。この法案はど通りやすい法案はない、あらゆる条件が整えられておつて、ただやっけないものは政府の關係各省であると極言してもいいような状態に置かれておるのであります。その意味におきましても、田口委員、中村委員、榎委員、山田委員からも積極的に要望がございましたが、ぜひこの農林水産委員会の一致した意見を無視することなく、積極的に推進進めていただくことと存じます。もちろん予算問題その他がからんで参るとは思ひますけれども、少くとも今次国会においてその芽を出していただく、こういう努力を、關係四省との話し合ひを昭和二十八年からせつかく持たれた努力を、この際ははつきりと実を結ばせていただく、このことを強く要望いたしまして私の質問を終ります。

○小枝委員長 中崎委員。

○中崎委員 この問題につきましましては、午前中から長時間にわたつて論議されておるのであります。事々わめて政治問題であります。単なる事務上の

処理という問題ではないと思ひます。

その影響する点はきわめて広範であつて、しかもこれに關係するところの各府省の關係というものは相当広くまたがってゐるのであります。そこで私委員長に要望するのではありませんが、こうした重要な問題は、それぞれ關係各省庁におけるところの最高責任者が出てきて、われわれ単なる事務的な取り扱ひを聞いておるのではないのでありますから、この際差しつかえのないところの大臣は、まず農林大臣は日ソ關係の問題について、今どう進んでゐるか今のところよくわかりませんが、一応のところなんでも、御都合があれればこれにかゝるべき政務次官に出てきていただくことを要望したいし、それから通産大臣も出ていただきたいと思ひますし、これと同時に建設大臣それから經濟企画庁長官、少くともこのうゝ人に出てきてもらつて、そうして現在当面しておるところの、火のついておるおところの重大問題にもなつておるのではありませんか、これに一体どういうふうに対処していくかということも含めて、あわせて將來の方針を大きく取り上げていくという考え方も含めて、いつまでもいつまでも同じことを繰り返して、その間に多数の零細な人たちの生活が刻々と脅かされて、泣き寝入りになっていくという、こういう姿というものがこれ以上懸念できないという考え方の上に立つておられますので、すみやかに委員長の方から、私がただいま申し上げました大臣もしくは政務次官にこの際出てきていただきたい、その意のあるところをはつきりこの委員会において言明してもらふことを要望してやまないものであります。

どうかそういうふうにお計らい願ひたい。

○小枝委員長　ただいま中崎委員の御要求の点は、さうそくそれぞれ出席の要求をいたしておきます。ただ農林大臣は、御承知のように日ソ交渉、建設大臣は今運輸審議会へ出席をいたしておられますので、そのほかの關係を一つ……。

○中崎委員　それでは時間の關係もありませんので、一応質疑は続けていききたいと思います。

そこでこの水質汚濁防止等の問題については、いろいろこれから進めたいと思ふのでありますが、まず一番何といつてもこの犠牲の大きい、被害の大きい、また問題をよけい起してゐるのは漁業關係だろふと思ひます。一面は河川關係を中心とするところの淡水漁業に關係する問題であり、一面においては沿岸漁民の内水面に關係するところの多数の零細な漁民の生活に關係する問題だと思ふのであります。そこでさういふ角度から、ちやうど水産庁の部長も出ておられますので、その問題に一応しほつて進めていきたいと思ふのであります。先ほど有馬委員の質問に對しまして漁政部長から、二十九年度の被害状況について説明があつたのであります。ところがその後約二年の年限が経過してゐるのであります。しかもこううした問題は年々歳々そのスケール、被害の狀態等が大きくなつておるのであります。たとえばペルブにいたしましても、あるいはまたダム等の工事にいたしましても、年々歳々近代的な大きなスケールのもとに於いて、一面工場設備の拡充をされる、さらに次から次へと新設をされる、増産をされる

いうふうなことで等によつて、この汚濁も加速度的な勢いをもつて伸びてきておるのであります。従ひまして、これによるところの被害のスケールというものも、非常に大きくなつていておるのであります。それを昭和二十九年度の統計しか持ち合せていない。この統計も私たちの目を持ってすれば、これはきわめて内輪であつて、ほんのただ思ひつきはすぎないのではないかと、実際のわれわれが考えておる被害から見れば、スズメの涙程度のものではな

いかにいふに考へておるのであります。昭和二十九年度の一応の統計は出されてありますが、三十年年度において的確なといふか、あなたの方では集められたところの確実な数字がないとしても、三十年年度においてはおよそその程度であらう——まあ縮め切りは多少おくれるという事実もありましようが、さういふふうな大体的見当というものがあつていいのではないかと。たとえば、私たちは最近におけるこの年度の状況をみると、五十億、百億といふところのオーダーでその被害があるのではないかと、一体これらの点についてどういふふうにこの觀察をしておられるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○新沢説明員　先ほど申しました資料でございしますが、確かに二十九年度といふとちやうど古いようございしますけれども、実は調査のやり方といたしまして、被害の発生とその後の処理状況とあわせて調査をしておりますので、二十九年度中に発生しかつ三十年年度中

においてその処理が行われたものといふような格好で資料が出て参りますので、一年ずつおくり出されてくるわけでありまして、今の三十年年度の発生で、三十一年度でその処理がどういふ程度で進行しているかという資料は、ばつばつ果が集まつて参つてきておるところでございします。まだ現在のところ

は集まつてゐる県の方が少ないので、大勢としてこれをどういふふうに推計するかといふようなことも、ちやうどいふたしかねるわけでございますが、間もなく多数が集まつて参ります。現在の傾向がわかってくると思ひますが、さうな状態でございしますので、ちやうど三十年度の状態を申し上げる基礎を欠いておりますので、悪しからず御了承

いただきたいと思ひます。

○中崎委員　一番重要な、多数の漁民の生活をあずかり、そして漁業の生産という大きな食糧生産の使命を持つておられるところの水産庁において、ただいまのようなさういふ状態であるからこそ、結局においてこれだけの大きな問題が次から次へと起つてくるのかかわらず、いつまでもたつても解決されない。何といつてもほんとうに熱意を持って、責任を持つて推進するところの立場にある水産庁が、こういうふうな状態において、私に言わせれば、怠慢であるといふのか、あるいは何かためにするやうなことで、ことさらにこれをネグレクトしてゐるのじゃないかといふやうな氣もするのであります。が、いづれにしてももう一歩突っ込んで、こうした問題と取り組んでもらわなければ、とてもたくさん漁民、ことにかわれればさういふ者の生活を守つ

ていかなければならぬ責任のもとに於いて、このまま見のがすことができないといふやうに考へてゐるのであります。そこで水産庁の部長は、たとえば二十九年度には三億七千九百万円程度であるといふことを先ほど発表されたのであります。が、処理したものはこれだけであるといふことならば、私は實際の被害はどうかといふことを聞くのであります。たとえばこの中に大きなペルブ工場——これはペルブ工場に限りません。あるいはセメントにしても、どんどんそれが川に流される。それが魚に被害を与えるといふことになれば、それも含めてゐるのであります。が、さうしたやうなものを含めて、全国的に、さうしたやうな事業によつて受けるであらうと推定されるところの数字が、およそどんなものであるかといふことを、推定でもいいのでありますから、一つそれを——二十九年度は今発表になったが、私の言つた点から見て、これは一体どのくらいの金額になるのか、それが三十年度、三十一年度についてはおよそどのくらいの数字であるのかといふことを、やはりざつとしたことでも言うてもらわなければ、われわれもこれを審議する上において、めくらめっぽうに議論するわけにもいかなないし、そこらのところを一応ここで御説明をお願いしたいと思ふのであります。

○新沢説明員　私もどなたにしましては、県の水産課を通じて調査をいたしてゐるわけでございます。県の調査を通じて上つてきたもの、それは先ほど申し上げましたように、二十九年度中に発生をし、かつ処理が三十年度にかかるわけでございますので、その処

理の経過を見て報告が出てくるということもありまして、二十九年度の資料が三十一年度中によりやくまとまるといふようなことになっていくわけでございます。そこで、はなはだ申しわけないのですが、三十年度につきましては、今そうした資料が着々到着しつつある段階でございます。ちよつと推定の基礎を持たないもので、ちよつと申し上げようがないのですが、これは早晩取りまとめができると思ひますので、その際には御報告を申し上げたいと存じます。

○中崎委員 こうした各省にまたがる、しかも各省間における立場が異つたそうした問題と取組むに當つて、一番被害者の多い、一番熱意を持ち責任を持って突っ込んでいかねければならぬ立場の水産庁において、今のようなことで交渉を進められて、その使命が達せられるという工合にお考えになるかどうかをお尋ねしたいのであります。

○新沢説明員 資料の収集につきましては、今申し上げたような技術上の事情もありましておくれおるわけでありまして、事態の重大さにつきましては、十分承知をしておるわけでございます。この防止措置の策定充実につきましては、最大の努力を払つて参りたい。まただんだんそうした新しい防止態勢ができるような機運に著々近づいていくものというふうに考へておるわけでありまして、なおおしかりをこうむりましたように、われわれの努力もなおなお一層傾けていかなければならぬというふうに痛感しておるわけでございます。

○中崎委員 昭和二十九年年度における

先ほど発表された統計の中に、たとえば先ほど問題となりました日本ペルプの米子工場の場合においては、どの程度の一体被害を算定しておられるか。さらに鳥根県の江津にあるところの山陽ペルプの江津工場の場合においては、一体どういふふうにお考えになっておられるか。そうしてこの間建設委員会においても取り上げられたところの江川のある淡水漁業の被害については、どういふふうにお考えになっておられるか。そうして被害を受けるところの人間の範囲、それから数量、金額がどういふ数字になっておられるかをお尋ねしたいのであります。

○新沢説明員 鳥取県におきましての被害といたしましては、二十九年度内の報告といたしまして、石炭以外の鉱山関係が二件、それからペルプ製紙関係が二件、澱粉関係が一件という報告が県から出ております。被害金額につきましては、鳥取県当局としては不詳という報告であります。鳥根県につきましても、石炭以外の鉱山関係で一件、ペルプ関係で七件、紡織関係で一件、合計九件の被害が二十九年度内に起きた。ただし被害金額については不詳という報告を受けております。

○中崎委員 そうした不詳というものが非常に多いのであります。その不詳というのは三億七千九百万円のうちの一体どういふふうなことに計上されておられるかをお尋ねしたいと思ひます。

○新沢説明員 三億八千万円の中には不詳というものは入っておりません。県として報告を受けたもの、金額の判明したものの総計が三億八千万円でございまして、不詳が相当多数の県に

わたつておりますので、不詳の分を加へれば、三億八千万円の金額は相当増加してゐると考へております。

○中崎委員 ただいまの例でもわかるのであります。たとえば二つの県を例にとつて、しかもこれは相当大きなところの被害、近代産業によるところの相当大きな被害が、すでに明らかになっておるところの例です。それがいわば数字の上にはゼロである。こういうふうな状態から見ましたときに、三億七千九百万円、約八千万円のこの金額というものが、およそ私に言わせればナンセンスである、こういうことが言えるのであります。こういうふうなデータを所持になつて、そして各関係官庁とその大きなところの取組みの相撲をやるというときに、こういうふうなことで一体できるのかどうか。これはきわめて重大な問題でありますので、むしろ私は漁政部長を責めるよりも水産庁長官、さらには大臣、次官、少くとももう少し高いところの責任者から聞きたい。今日までの怠慢と言ひたいと思ふ。こういうふうなやり方で重要な漁業の行政をつかさどつておるといふことは、私たちはどうしても納得がいかない。でありますから、次官程度の人はどうしましたか。

○小枝委員長 今農林政務次官は探しております。ほかはみな差しつかえるようでございます。

○中崎委員 というふうなわけでありまして、その被害がいかに大きいかといふことがわかる。ただいま言われたのはただ処理条件で、具体的にこういう問題が起つて、これはこれだけのとおよその損害と査定して、そしてそれ

と取組んで一応処理したのだというものにすぎないと思ふので、実際に大部分の人間はみな眠らされて、大きな資本と大きな政治力によつてひどい目にあわされておるといふことがはつきりわかつておるといふことが、いづれにしても三十年度、三十一年度においては、さらにさらに大きなところの被害が生まれておると思ふ。さてこうした事態の中から、現実にはさほどから問題として取り上げられた中越ペルプの益田工場の建設からんで、相当大きなところの混乱が生まれておることについては、すでに質問があつたと思ふのであります。この点はきわめて重大な事態であるがゆゑに、私もさらにもう少し突き進んでこの問題について検討を加えてみたいと思ふのであります。漁政部長はこの問題についてどういふふうな情勢の把握をしておられるか、さらにこれに對してどういふふうな処置をしようと考えておられるかをお尋ねしたいのであります。

○新沢説明員 中越ペルプの益田市誘致問題につきましては、この計画を耳にいたしましたのは昨年の初めでございますが、その当初からなかなか問題があるというのを聞いておたわけでございます。しかしその後におきまして鳥根県当局が市と会社との仲に立ちまして、あつせん調停に努めた結果、昨年の暮れにおきましては、県知事とペルプ会社の社長との間に、汚水処理について遺憾のない措置をする、そしてもし所期の水質が得られない場合には、本操業の停止を勧告してもそれに従うのだというところの約束を取りかわしたという話を聞いておるわけ

でございます。また市と会社との間におきまして、この汚水処理についての完全なる設備の設置と、それからその履行、並びにそれによつてもなおかつ生じますところの被害に對しては公正な補償を出すのだ、そうしてこれらのことを決定するためには、会社側の代表者と漁民側の代表者とそれから市の代表者と、さらに第三者的な学識経験者をもつて委員を作り、その委員会において審議をして公正なる決定をする、こういう約束ができたという話を聞いておるわけでございます。もし先ほど申し上げました県知事と社長との間の契約並びに市長と社長との間の契約がその通り履行されて、また必要な処理委員会もできて、それで行われていきますならば、問題の解決に一歩近づいていくのではないだろうかというふうに考へていたわけでござい

ます。一昨日でしたか新聞の報道を見まして非常に驚いたわけでござい

ます。どうしてそういうことになつたかということにつきましては、今県に對して照会を發しておるわけでござい

ます。ただいままで承知をいたしております事項はそういうことでござい

ます。なおそうした事態が悪い方に発展いたしませんように水産庁としても十分の関心を持ちましてこの処理に當つて参りたいと考へております。

○中崎委員 漁政部長の今の意見に對しては大きな問題がある。まず第一に

たかりに合議してみても、いつまでも
こういう状態において漁民の生活を脅
かして、死活の問題を強引に無理やり
に権力をもって押し切っていくという
ようなこともできないと思うのであり
ます。まず第一に前提条件である漁民
側が納得しない。たとえば中越パルプ
の岩川社長が、こんなものは問題じゃ
ないというようなことを言って、知事
に対してまるっきり木で鼻をくくった
ような受け答えをしたということが新
聞に出ておる。そして今度は益田市長
も漁民が幾ら話し合いをしよう——た
とえばその近所の江津川の下流の江津
に山パルプの工場がある。あそこは初め
は完全な設備をするといつて、漁民の
大きな反対もあったのだが、何だか
だと言つて結局一応作つてみたもの
の、実際においては設備もやると言い
ながら不十分な点が多くておそろしい
ほどの漁民の被害がある。ほとんど壊
滅的な打撃を受けておる。そういう実
情もあるのだから、その点もよく調査
の上で、さらに今度の益田における工
場の設置についても、お互いが納得の
いくような話し合いの上に立ててやる
べきではないか、そうしてその損害と
いうものも必然的に考えられるのだけ
れども、損害もどういふふうな程度か
ということとは目の前にある、股鑑違か
らざるどころのあの山パルプの例につ
いて検討してみようじゃないか、調査を
しようじゃないかと言つても、そんな
ものはあえてこれを無視して取り合
わない。こういうようなことがついに漁
民を憤慨せしめて、これじゃ市長と話
をする余地はないのだ、おれたちはお
れたちの道を行くよりはかははないの
じゃないか、おれたちはおれたちの生活

をどこまでも守るのだという立場に
立つて正面衝突の姿が今の姿のわけ
で。であるから漁民のそうした切実な
苦しみ、理不尽なところの、権力を
もって押し切ろうとするこの、一部
資本家側に立つたやり方に対して、一
体事前はどういう処置をとつてどうい
う解決をするのか、そうしてまた将来
かりに話がついて今度は損害の問題が
起つても、かつての実態がわかつてい
ないといふふうな損害を将来補償
していくかといふことも明らかでな
い。だからこれをこの益田の場合に限
らないで、たとえば今の江津の山パ
ルプの場合においても、およそのパ
ルプの廃液がこういう状態においてこ
ういふに流れてこれだけの被害があ
るんだ、仙合の場合、岩田の場合もど
この場合でもそういう実例があるん
だから、それが一体どの程度の被害が
パルプの場合にはあるか、セメントの
場合にはある、ダムの場合にはあるん
だといふ実態的な調査があなたの方で
おるのかどうか。将来一体ことさら
漁民をいら立たせて、そうして問題を
提起して次から次へやほしうという状
態を起させるような無責任な態度をと
られるかどうか、そこを一つお尋ねし
たい。

●新沢説明員 この工場の設置につ
きましては、昨年の初めに県の部長が参
りまして、一方においては工場誘致の
問題もあり、それに対して漁民側とし
ては非常な反対をしておるといふ報告
でありまして、一方で私ももの方とし
ましては、問題が重大であるので、県
としては両者の間に立つて公正な立場
でこの解決に努力をしてみたいとい
うことを申ししたのであります。その
後の報告をいたしまして、知事との間
にこのような契約ができたという報告
を受けたわけでありまして。その間の事
情がお話のように単に県と会社との間
に契約ができたというだけで、県とし
ては漁民と会社との間に立つて事の公正
な処理をはかるという措置がもし行わ
れていなかったとすれば、これははな
はだ遺憾なことであると思ひます。そ
の辺のことも今照会をした結果により
まして、私も今も善処しなければなら
ないと思つておるわけでございます。
工業用廃水の魚族に及ぼします影響
の研究につきましては、現在二、三の
水産研究所におきまして研究を進め
ておるわけでございます。本年度にお
きまして、特に農林関係のいろいろな
研究のうち七つ八つ重点事項がありま
すが、そのうちの一つとしてさらに今
後の研究を十分いたしていききたい、こ
ういふふうに考えておるわけであり
ます。

●中崎委員 その対策として今研究所
かどこかで研究しておるというわけで
ありますが、問題は一つの場合——ケ
イ・バイ・ケースじゃないのです、ケ
イ・バイ・ケースの例をとらえてその実態
調査をして、ここにはこういうふうな
状態において廃液が流れる、こういう
状態においてその被害を受ける、その
損害はどの程度のものかである、これに
対する防止の方は一体どうなるかとい
うふうな問題が関連してこれは取り上
げられなければならないと思つたので
すが、その実態調査が今までやられたこ
とがあるのかどうか、それを一つお尋
ねしたいのであります。

●新沢説明員 すべてのケースにつ
いてはあります、非常に大きな問
題になりました若干のケースにつ
いて、現地に赴きまして調査を
やつたという事例はあります。

●中崎委員 現在益田においてあ
た問題が起つて今なお相当はげしい対
立状態が続けられておると思つたので
す。ところでこの中越パルプ会社側
においては、三菱とかいふところの財閥
資本を背景にして、それと今度は一
緒にやるんだといふことで、一つの経済
力と政治力とをそのうしろだてとし
て、そしてやつぱり強い圧力をもって
今後強引にこれを押し進めていくとい
うことも考えられるのであります。こ
うした相当広範なる漁民の生活に關連
する部分においては農民にも關連する
ような問題が、同時に一つの社会の秩
序の上にも大きな憂慮をもたらして
おるといふ現在の段階において、水産
庁としては一体これにどう対処してい
うとするのか。依然として市なり資本
家なりが一緒にいて、背後に警察の
実力をもつて強引にこれを押し切つて
いけば、傍観していても結局は解決が
つくだろうといふような考えでやら
れるのか。あるいはもう少し真剣にこ
の問題と取組んでその解決に一歩進
んでいくんだ、場合によれば水産庁が
自分で出向いていって、まず一応両
者の間に冷却期間を置くような手を打
たれて、しばらくこの問題を自分の方
へ預けるといふのではないけれども、わ
れわれとしての調査の責任を持って
おる問題と取組む組たい、それがため
に現地に派遣する相当責任のある人
を、そういう用意がある
のかどうか、お尋ねしたいわけであ
ります。

●新沢説明員 午前中にもそういうお
尋ねが出ましたわけでございますが、
確かに水産庁にいたしましては、従来
県に事をゆだねたような実態であつた
わけでありまして。県からの実情報告を
私も十分把握してないといふ点も
ありますので、私も自身の手でやは
りもう少し実情を把握しなければなら
ぬといふことを痛感している次第であ
ります。さういふような措置をと
りたいと思ひます。

●中崎委員 水産庁の当面の緊迫した
問題に対処する心構えもわかりました
ので、この問題について模範的なとい
いますか、なるほどと納得のいく処理
であつたといふ方向へ最善の努力を
払つてもらつと同時に、今後再びこ
うした問題が起らないように、一面に
おいて、もしほんとうに工場の誘致を
必要があるといふならば、やはり納得
の上で一つのレールをいして、そのレ
ールの上をすべっていくような態をと
るために、水質汚濁防止法のような
ものを初めとして、やはり必要な措置が
総合的に検討されなければならぬ。そ
ういふ意味において、各官庁にもい
ろいろ關連があることであるから、
委員長からもそうしたことを十分お
伝え願ひたい。きょうは大臣が見え
ておられ、いろいろここで議論を
したいと思つたのであります、残念な
がらまだ見えないうちであります、さ
ういふ点をお伝え願つて、こ
うした問題をもう少し突っ込んで真
剣にやつてもらつたことを要望して私の質問
を終りたいと思ひます。

●小枝委員長 中崎委員の御要望の点
は十分了承いたしました。
それは水質汚濁防止に關する質疑

はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時四分散会

昭和三十二年四月六日印刷

昭和三十二年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局